

整備を求める意見書(千葉県松戸市議会(第二八九六号))

政治分野への男女共同参画を推進するための法整備を求める意見書(東京都武蔵野市議会(第二八九七号))

政治分野への男女共同参画の推進を求める意見書(富山県魚津市議会(第二八九八号))

政治分野への男女共同参画を推進するための法整備を求める意見書(島根県益田市議会(第二八九九号))

性暴力被害者支援のための法整備と予算措置を求める意見書(東京都多摩市議会(第二九〇〇号))

全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書(北海道旭川市議会(第二九〇一号))

待機児童の解消を求める意見書(奈良県議会(第二九〇二号))

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の慎重な対応を求める意見書(大阪府吹田市議会(第二九〇三号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

内閣の重要政策に関する件

公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件

栄典及び公式制度に関する件

男女共同参画社会の形成の促進に関する件

国民生活の安定及び向上に関する件

警察に関する件

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件

○秋元委員長 これより会議を開きます。

内閣の重要政策に関する件、公務員の制度及び

給与並びに行政機構に関する件、栄典及び公式制度に関する件、男女共同参画社会の形成の促進に関する件、国民生活の安定及び向上に関する件及び警察に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官土生榮二君、内閣官房内閣人事局人事政策統括官三輪和夫君、内閣府地方創生推進事務局次長川上尚貴君、警察庁交通局長井上剛志君、総務省大臣官房審議官堀江宏之君、消防庁審議官猿渡知之君、文部科学省大臣官房総括審議官

義本博司君、文部科学省大臣官房審議官松尾泰樹君、厚生労働省大臣官房審議官吉本明子君、農林水産省政策統括官付参事官小川良介君、国土交通省大臣官房審議官早川治君、国土交通省総合政策局公共交通政策部長松本年弘君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○秋元委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○秋元委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。緒方林太郎君。

○緒方委員 民進党、緒方林太郎でございます。数えてみますと、この内閣委員会、四月十二日からほぼ二カ月ぶりということで、よろしくお願いを申し上げます。

まず冒頭、最近、地元の福岡で非常に盛り上がっているという非常に問題視されている案件で、金塊の密輸についてお伺いをいたしたいと思

います。全国的に金の密輸事件が非常に相次いでいて、これは消費税の八分をポケットに入れるという行為でありまして、非常に地元でも問題になっております。反社会勢力の収入源になっているのではないかと話もあ

ります。警察として取り締まりをどのように強化していくおつもりでしょうか、国家公安委員長。

○松本国務大臣 現在、警察では、金塊の密輸に

対し、水際対策を担っている税関等の関係機関と連携した取り締まりを推進しております。先日、愛知、福岡、佐賀の各県警察におきまして、事件を検挙したところでございます。

今後とも、この種事犯に對しましては、関係機関と緊密に連携しながら厳正な取り締まりを推進するよう、警察を指導してまいりたいと存じます。

○緒方委員 この金塊の事件の原因の一つに、税関の体制が少し弱いのではないかと、スムーズ通関の名目で全量検査を実施していないとか、エックス線検査も必要に応じてやっているのではないかと、あと、罰則が軽いんじゃないかというようなことを指摘する声がございます。

財務省、三木政務官にお伺いしたいと思

います。対策、いかがでございますでしょうか。

○三木大臣政務官 お答えいたします。

金地金の密輸入について厳罰化できないかという御質問でございましたけれども、金地金の密輸入を取り巻く情勢は、委員おっしゃるとおり、深刻さを増しております。

平成二十七年の事務年度、これは二十七年七月から二十八年度まででございますけれども、全

国の税関が通告処分または告発を行った金地金の密輸事件は二百九十四件と、過去最高を記録いたしました。

このような状況を踏まえ、財務省では、税関における取り締まりを一層強化すると同時に、犯

者に対する可罰効果や抑止効果をさらに高める観点から、委員おっしゃるとおり、厳罰化を含め、有効な対応策の検討を行っているところでござ

います。いづれにしても、関係機関とも緊密に連携の上、引き続き、金地金の密輸に

対応してまいりたいと思

います。

○緒方委員 今、厳罰化を含めという答弁があり

ました。非常に重要な答弁であったというふう

に思います。

この件、無許可輸入とかで悪質性のあるもの

については関税法違反ということでありますが、よく知らなかったとか、そういうことを言っ

たうと、単に消費税分を払ってそれで終わりというケースもないわけではないというふうにお伺い

いたしております。そうすると、反社会勢力からすると、収入源として極めてリスクが低い形

でその収入を得ることができるということすらあるわけですね。

そういうことを防ぐという観点からも、やはり厳罰化を行っていくとか、税関の体制を強化して

いくとか、そういうことを行っていくことが必要だと思

います。

もう一つ、これは根本的な対策として、そも

も金の国内での取引に消費税が課されているから、だから国内に入るときに消費税分を取って、それで流通をしているということで、その分、得られる利益が出るわけですから、金というの

は現金との兌換性が非常に強いということもあり

ますし、例えばですけれども、解決策の一つとして、金を消費税の課税対象から外すということについて、いかがお考えですか、財務省。

○三木大臣政務官 お答えいたします。

金地金を含む金の取引につきましては、現行法

上、消費税の課税対象でございます。

これは、消費税は消費一般に対して広く公平に負担を求めるものであること、そして、金は、宝飾品や電子機器の部品の原材料として用いられ

る、需要の約六割が宝飾品や工業加工用途とされ

ております。また、銀などの貴金属との課税の

均衡を考

える必要があること等を踏まえたものでござ

得ることや、密輸物品が他の課税物品に移行し
てイタチごつこの状態ともなりかねないこと
といった点に留意が必要だというふうに考
えております。

いずれにしても、金地金の密輸が反社会的
勢力の資金源となっている状況に對し
ましては、水際での取り締まりの強化や密輸
された金地金が現金化される国内の流通経
路における対応など、関係省庁が連携して
総合的に取り組むことが必要だというふう
に考えております。

○緒方委員 それでは、質疑を移してい
きたいと思ひます。

次は、某ジャーナリストにおける性犯罪
事案であります。今、詩織さんという名前
の方が顔を表に出して、自分は、某ジャー
ナリスト、「総理」という本を書かれていて
官邸とどうも近いのではないかと、この方
が、所轄の署が逮捕状をとつたにもか
かわらず、上級の警視庁からの御指導によ
つて逮捕状が執行されなかつたというふう
に言われております。

国家公安委員長にお伺ひいたします。こ
の事実関係で正しいですか。

○松本國務大臣 警察本部の指導により
警察署が逮捕状を執行しなかつたという
ような件数などについて具体的に把握して
いるという状況にはないのでござい
ますが、今お尋ねのこの案件につきま
して、警察本部が適正捜査の観点から指
導を行つていくということで、警察署、
所轄と警察本部との間で捜査に關しての
対応がなされるということとなります。

また、逮捕権の運用というところで申
上げれば、これは逮捕状の交付前である
か交付後であるかを問わず、逮捕の必要
性、相当性を判断しながら慎重、適正に
行ふことは当然であります。このよう
な観点から、警察本部から警察署に對
して平素から指導が行われているとい
う状況とかわりを持つてゐるところで
ございします。

○緒方委員 私が聞いたのは、今回の事
案について、逮捕状をとつたにもか
かわらずそれを執行し

なかつたという事実関係がござい
ますかということをお伺ひして
おります。委員長。

○松本國務大臣 個別の捜査過程等につ
いて基本的にお答えを差し控
えさせていただきます。警察署が
行つてゐる捜査に關して、警察
本部が適正捜査の観点から指
導を行つてゐることは通常のこ
とであると承知してあります。

特に、専門性の高い性犯罪の捜査に關
しましては、その適正確保のため、全
ての都道府県の警察本部に専門
の指導官が置かれ、平素から警
察署の捜査幹部への指導等に當
たつてゐるところでござい
ます。

○緒方委員 今、答弁があつたやうな
、なかつたやうな感じがしたん
ですが、では、一般論としてお
伺ひすると、所轄の署が逮捕状
をとつたにもかかわらず、都道
府県警による指導でそれが執行
されなかつた事例というのはど
の程度あるのか。

今、お答えできないと言つてゐるやう
にも聞きましたが、私、質問レク
の段階で、警視庁だけでもいい
、期限を切つてもいい、いろい
ろな、例えば過去三年、警視
庁だけでそういう事案がどれ
ぐらいあるのかということにつ
いてお伺ひをいたしました。松
本國家公安委員長。

○松本國務大臣 警察本部から警察署
に對する指導は平素から行われ
てゐるものでありまして、そ
の中でお尋ねのような事項とい
うものが整理、蓄積されてゐる
わけではありませんが、これを
事後に調査して把握するとい
うことはなかなか困難なこ
とでございします。

○緒方委員 では、実行として、整理
をしたりとかいうことではな
いですが、そういうことがある
ということなんですか、大臣。

○松本國務大臣 警察本部の指導によ
り警察署が逮捕状を執行しな
かつた件数や事例が各都道府
県警察において整理されて蓄
積されてゐるわけではありま
せん、これを事後に調査する
といふことは困難であり、そ
の多寡を正確に把握すること
はできません。

その上で申し上げれば、逮捕状の交付
を得た場合であつても、逃走のおそれ
がなくなつた、新たな証拠が見つ
つたなどの事情の変更によつて
逮捕が必要でないとか、証拠の
証明力等を十分吟味した上で
逮捕が相当でないとか判断さ
れることなど、逮捕状を執行
せずに任意捜査とすることは、
捜査を進める中で、あるもの
と承知してあります。

○緒方委員 今の答弁を踏ま
えた上で、また今後国会審議
に臨んでまいりたいと思ひ
ますが、極めて不透明な事案
でありまして、この件、検
察審査会で今議論をされて
ゐるということもありま
すので、個別事案について
立ち入ることは、きょうは
いたしませんでした。これ
からまた明らかになつて
いくものと思ひます。

それでは、質問を移したいと思ひ
ます。官房長官、これからよろ
しくお願ひいたします。

加計学園の特区の関係でありま
すが、それとの関係で、前
川前文部科学事務次官につ
いて、天下り問題等で悉々
とそのポストにしがみつ
いたといふ発言を官房長
官はしておられます。

最初に基本的なことをお伺ひ
いたしますが、これは加計
学園関係の前川前次官の
発言とは一切関係がない
といふことでよろしい
ですか、官房長官。

○菅國務大臣 私、たしか、記者
会見で、朝日新聞に報道
されたときに聞かれた中
で、こうしたことを申し
上げたといふふうに思
つています。

○緒方委員 そうではなくて、軌
を一にして、加計学園に
ついて前川前次官が発
言をされた、それとほ
ぼ同じ時期、それと軌
をほぼ一にする形で、
官房長官は、いや、あ
の人は天下り問題等
でそのポストに悉々とし
がみついたといふ発言
をされた。

この発言は、加計学園に關する
前川前次官の発言とは、例
えば、そのときの前川
前次官の発言の信頼性
をおとしめよう、そ
ういふ目的を持つて
行つたといふことでは
ないといふことでよろ
しいですか、官房長
官。

○菅國務大臣 ええ、当然です。

○緒方委員 なぜ、既に私人となつた
人間の過去の所業、発言を、とり
わけあげつらつてゐるん
でしょう、官房長官。

○菅國務大臣 あげつらつて
おりません。新聞報道
されて、そのことを記者
から、私、質問されま
したので、事実に基づ
いて私は申し上げたこ
とであります。

○緒方委員 文部科学事務次官
の処遇に關する内閣
官房とその当人のやり
とりというのは國家公
務員法上の秘密に當
たるんじゃないかと思
ひますけれども、官房
長官、いかがですか。

○菅國務大臣 そこは、ないとい
ふふうに思つていま
す。

○緒方委員 ということは、今結構
重要だと思つたんで
すけれども、官庁人事
について、内閣官房
の副長官とか、官房
長官でも結構です、
それらの方々と官
庁の方々がいろいろ
と議論をされる、人
事の情報が國家公務
員法上の秘密に當た
るんじゃないかとい
うことは、対外的に
べらべらしゃべつて
もいいといふこと
ですよ。そんな話
はないと思ひます
よ。これは國家公務
員法上の秘密に當
たるんじゃない
ですか、官房長
官。

○菅國務大臣 そこは當たり
ません。この報道の中
で、前川前事務次官
御自身が、やめた
経緯について発言
しておられました。
こうした内容につ
いて、私が承知して
ゐる事実と異なつ
てゐるため、記者
会見等において私
が答えたものであ
り、大臣規範に反
するといふこと
には當たらない
といふふうに思
ひます。

○緒方委員 それだとすると、人事
の關係の情報を
秘密に關するは別
に退職した後でも
その秘密は守らな
きゃいけないとい
ふことが、例えば
今、官房長官は
いろいろな方と
人事の話をして
おられますが、
それらの方々が
退職した後、いや、
俺は実は官房長
官とこんなやり
とりをした、こ
んなやりとり
をした、実はこ
の人がこ
ういふふう
になる

はずだったけれども官房長官からだめだと言われたとか、これが全部秘密に当たらないのであれば、それは非常におかしなことを招くというふうに思うんですね。

これは国家公務員法上の秘密に当たると思いますが、官房長官、いかがですか。

○菅国務大臣 人事についてはさまざまな情報があるわけでありまして、例えば、人事が発表された後に、どうしてこの方をあれに登用したんですかと記者会見で聞かれたとき、そういう中でも答えることもあります。

今回は、やめられた方でありまして。やめられた方について、本人がやめたことをおっしゃっていただきましたので、私が承知している事実と違ったものですから、事実に基づいて申し上げたということでありまして。

○緒方委員 その方は私人であります。現在、私人であります。

私人が発言したことに対して、その発言に対して、官房長官がそれにカウンターアタックのように、自分の知っていること、これは国家公務員法上の秘密に当たるような話も含めて、実は彼はこんなことを言ったんだ、あんなことを言ったんだ、そういうことを私人に対しておつていくというのは、これはおかしいと思えますし、官房長官が言っておられることは、これは国家公務員法上の秘密ですよ、間違いない。これが外にはぼろぼろ漏れていっていいということであれば、官庁の人事管理なんかできないですよ。おかしいんじゃないですか。

気に入らない方については国家公務員法上の秘密情報でも外に漏れるということではないかというふうに思いますが、官房長官、いかがですか。

○菅国務大臣 でも、やめる前は公人だったじゃないですか。そして、その人がみずから発言をしていますから、いろいろなことを。事実と違うことを発言してましたから、私自身が事実に基づいて発言をした、そういうことです。

○緒方委員 加計学園に関する前川前次官の発言については、政府として無視する姿勢を貫いています。これについては、何を言おうが、いろいろなことについて、もうそれを余り相手にしないという姿勢を貫いています。それは、もう既に一人だから、そういうことが背景にあるんだろうと思えます。

しかし、この方の否定的な評価のところについては、極めて政府は雄弁であります。

なぜ、都合の悪い発言のところにについては私人で切り捨てて、そして、罵倒するときだけは私人であつても全力で行うんですか、官房長官。

○菅国務大臣 私は、会見等で聞かれたときに、事実に基づいて発言をしているだけであります。

○緒方委員 いやいや、それでも、一人のことについていろいろ言うというのはつじつまが合わないでしようと言っているんです。

その人が私人としていろいろ発言していることについては、あの人は私人だから、もう公職にある人間ではないから、だからそんなものを相手にする必要がないと、前川前次官の発言にそういうふうに対応しているわけですよ。けれども、その人の個人的な事情、さらには個人的な人事の問題については、全力でそれを官房長官は罵倒しておられるわけですね。その違いがダブルスタンダードでしようというふうに聞いているんです、官房長官。

○菅国務大臣 そこは全く当たらないというふうに思っています。

私自身は、会見で、記者の方からの質問等について、そこは正確を期す必要があるという形で発言をしただけであります。

○緒方委員 それでは、お伺いします。

前川前次官が言っておられることと官房長官が言っていることは根本的に食い違っています。官房長官として、この間違い、この食い違いをたすべきだというふうには思いませんか、官房長官。

○菅国務大臣 私が発言をしているのは、私が承

知をしている事実に基づいて発言をしているだけあります。

○緒方委員 いや、官房長官はそれを事実だと言っておられる、しかし前川前次官も自分の言っていることは真実だと言っている、だから、これを公のところできちっと明らかにすることを望みませんかというふうに聞いているんです、官房長官。

○菅国務大臣 そこについては、私自身は、今、官房長官という立場で記者会見をしています。そこで記者から聞かれたことに対して、私は事実に基づいて発言をしている、それでありまして。

○緒方委員 自分は官房長官だから、自分の言っていることが事実であり、これが正しいと。ただし、それは全く違うことを言っている人の、その真偽について全く問わないということになると、どちらが真実なのかということについて国民は迷うわけですね。

それをきちっと公の場で明らかにすることが必要だというふうに思いませんかというふうに聞いているんです、官房長官。

○菅国務大臣 私自身、先ほど来申し上げていますが、やはり、聞かれたことに対して、事実に基づいて私は申し上げているという、それに尽きます。

○緒方委員 官房長官の言っていることが正しくて、前川次官が絶対に間違っていると切り切れる根拠は何ですか。官房長官だからですか。一人の発言の方が、その重みが低いということですか、官房長官。

○菅国務大臣 私自身は事実に基づいて発言をしているわけでありまして、それに尽きる場所です。

○緒方委員 いやいや、それと食い違うことを、少なくとも数カ月前まで事務方のトップをしていた方が言っているわけですから、だから、そこを、どちらが正しいのかと。

官房長官の答えは、さつきから、自分が正しい、自分が言っていることが事実だと言っています。

すけれども、客観的に見たときに食い違っているもの、しかも、それは、それぞれ、社会的に少なくとも立場のある方、少なくとも数カ月前の立場がそういう立場だった方、その二つが組み合わさるのは、これはしっかりとたすべきではないですかというふうに聞いております、官房長官。

○菅国務大臣 今申し上げましたように、私が官房長官としての立場で発言をさせていただくというの、それは、会見の中でそれぞれ記者の方から聞かれたもので、それについて私が事実として掌握していることを発言している、それに尽きます。

○緒方委員 それでは、前川前次官の言っていることは信頼が置けないというふうに思いますか。

○菅国務大臣 私が申し上げたところの事実と違うところはあつたというふうに思います。

○緒方委員 それでは、しかしながら、前川さんの言っていることは信用しない、そして自分の言っていることが真実だということでありまして、それをずっと貫いていくと非常に問題が大きいです。

私は、だから、官房長官にずっと言っているんです、うちの政党が言っているのは、証人喚問を求めた上で、偽証罪が適用されるところでしっかりと発言をしてもらって、それで解決を図っていくべきではないかというふうに言っておりますが、官房長官、いかがですか。

○菅国務大臣 国会運営に関することでありますから、どうぞ国会で御判断をいただくべきだと思います。

○緒方委員 それでは、ちょっと質問をかえまして、私は、官房長官が罵倒するネタとしてよく使っておられる出会い系バーの話をさせていただけます。

これを是とするわけではありませんが、これを知り得たのは、当事者、そしてそれを調べた人のみであります。そう考えると、その情報は国家公務員法上の秘密に当たるとは思いませんかというふうに思いますが、官房長官、いかがですか。

○菅国務大臣 私は、新聞に出た後、御本人が発言をした後、聞かれて答えているということですが、

○緒方委員 いや、しかし、これを知り得るのは当事者及びそれを調べた人間だけであります。そう考えると、これは国家公務員法上の秘密に当たるとは思いませんし、読売新聞に出たと言われました。読売新聞に話した方が誰かいるんでしょう。それらの方々は国家公務員法上の秘密を漏えいしたということに当たるんじゃないかと思うんですね。いや、そうですよ。だって、調べた方がいて、それを漏らしているわけですから。それは調べるべきだと思いませんか、官房長官。

○菅国務大臣 ぜひ私の会見をお調べいただきたいんですけど、前川さん御自身が発言をした後であります。(緒方委員「ちょっとよくわからなかったです。すから、もう一回。よくわからなかったです」と呼ぶ)

前川さん御自身が会見をして、そうした場所に行つたという、その後には私に聞かれて、そのことについて私はお答えをしたということでありまして、

○緒方委員 意味がよくわかりませんでした、質問を移したいと思ひます。

それでは、加計学園の件に関する情報公開についてお伺いをいたしたいと思ひます。

今回、文部科学省から加計学園に関する、官房長官が怪文書と言われたものについてですが、これについては、文部科学省から何と言つてきているかという、文書の存在が、ないではなくて、確認できないというふうに言つてきております。これは、まず総務省にお伺いをいたしたいと思ひます。

○島田大臣政務官 緒方委員にお答え申し上げます。まず、国会等への情報提供のあり方については、お答えすべき立場ではありません。

その上で、情報公開法に基づく開示請求について、一般的には、開示請求の対象文書を探索した結果、存在が確認できない場合には、情報公開法は存在を理由として不開示決定を行うことになると考えられます。

○緒方委員 確かに、国会議員が請求するものは情報公開法に基づいているわけでありませんが、これは、国民の代表として求めているものであつて、行政のアカウンタビリティということからすると同じであります。

なぜ文部科学省は、文書の存在が、ないではなくて、確認できないと。なぜ、ないというところまで調査をするつもりがないんですか、副大臣。

担当部局の共有フォルダを確認し、そして、かわつた職員等の聞き取りをした結果として、確認できなかったと、五月十九日に明らかにしたところでございます。

そして、あの八枚の中で、三枚は私についての文書であります。私のクレジットが入つた文書であります。少なくとも、私自身が見ていないものを確認できるはずも何もないということでありまして、

○緒方委員 別にそんなこと聞いていないです。今も、確認できないという言葉を使いました。しかし、国民に対するアカウンタビリティという観点からすると、ないというところまで、最後まで持つていくのが、これが筋であります。確認できないというのは、最後、現時点において確認できなかったけれども、絶対にないということを確認する表現ではありません。

なぜ、ないと言えないんですか、副大臣。

等規制委員会などのように、一つ一つしっかりと調べます。しかしながら、例えば、この私について三枚の文書、これは、違法はあるんですか。法定調査が必要と判断されていますか。そうでないものに対して、個々のメールまで調査するということはお考えありませんか。

○緒方委員 そんなことを私は聞いていません。国民に対する説明責任として、ないということまで、そこまでやるのが、もともと総務省が所管している情報公開法に基づくところでも、例えば、情報公開法については、政府の有する諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにと。全うしなきゃいけないんです。

現時点においては、確認できないのところとまでついで、最後の、ないというところまで確認することが文部科学省はできていません。どこか余韻を残しているんです。

なぜ、ないというふうに言えないんですか、副大臣。

○義家副大臣 まず、通例であれば、出どころ不明の文書について、一つ一つ確認することはございません。また、違法や法定調査でないものについて、一つ一つ検討するものではないというふうな考え方をしております。

○緒方委員 総務省にお伺いをいたしたいと思ひます。

出所不明であるとか入手経路が不明な情報に基づいて情報公開請求をしたときに、出所不明だから、入手経路が不明だから、だから、情報公開を受けないということはあるんですか、総務省。

○堀江政府参考人 情報公開法上の問題としてお答えいたします。

情報公開請求において、請求者がどのような文書を請求するかを書いてまいります。それに基づきまして、受け取つた行政庁の方で、そのような文書があるかどうかについて回答することとなります。

○緒方委員 そうなんです。政府の、まさにこういう国民と行政の関係というのは、特に情報公開という点に関しては、行政側が全ての情報を持つていらっしゃるんです。全ての情報を持つていて、それに対してしっかりと答えていく。求める側が何らかのアカウンタビリティを果たすことを求められてしまつたら、国民と行政の関係での情報公開の関係なんて成り立たないですよ。

それと同じです。我々も、政府の、行政が持つてある情報なんか知らないです。だから、いろいろな情報で、これはありませんか、あればありませんかと聞くのは、これは当然のことであり、出所不明とか入手経路が不明とか、そういった理由で情報の提供を断つていたら物事は全く進んでいかないと思ひますが、副大臣、いかがですか。

○義家副大臣 これが違法だというならば調べます。政策決定のプロセスというのは、さまざまなりとりを行っているわけでありまして、違法性もないものに対して、さらに出どころも不明なものに対して、我々は特例的に今回調査を行ったわけでありまして、その中で行政文書の中には存在は確認できなかったということでもあります。

○緒方委員 違法性があるかどうかなんて関係ないですよ。何を言っているんですか。

違法性があるものであれば調べるけれども、そうでないや調べない。それは、行政の国民に対する、そして国会に対する姿勢として、根本的に間違つていますよ、副大臣。

○義家副大臣 意思形成過程のプロセスにおいては、さまざまな議論がございます。さまざまな議論がある中の一部をとつて、これも全て調べてということはお考えをしております。

○緒方委員 調べないということですか。

であれば、これは行政文書であります。
共有フォルダ、共有ファイルだけを調べることは、行政文書であること、行政文書でないとか、行政文書として存在しないとか、そういうことの証明にはならないと思いますけれども、副大臣、いかがですか。

○義家副大臣 繰り返しになりますが、八枚中三枚は私のメモであります、いわゆる個人メモについては、職員が専ら自己の職務の遂行のために作成された備忘録や自己研さんのための研究資料、職員の個人的な検討段階にとどまる文書などがあり、職務上作成、取得したり、組織的に用いるものとして保有していかないものとして、行政文書の管理に関するガイドラインに従い、一般的には行政文書に当たらないものとして取り扱われているところでございます。

○緒方委員 全然質問に答えていないです。

私が聞いているのは、調べたのは共有ファイルであり、共有フォルダを調べたけれども、なかったと言っていますけれども、個人のファイルとして個人のフォルダの中にも行政文書が含まれる可能性は幾らでもあるんです。だから、そこを調べないと、行政文書としてそれが存在していたかどうかということはわからないじゃないですか。そういうことを聞いているんです、副大臣。

○義家副大臣 繰り返しになりますが、八枚中三枚は私なんです。私が確認していない文書、副大臣が確認していない文書がどうして行政文書になるのか、私には理解できません。

○緒方委員 副大臣が確認するかどうかというのが行政文書の要件ですか、公文書担当大臣。

○山本(幸)国務大臣 行政文書の定義は、公文書等の管理に関する法律に書かれておりまして、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの」ということであります。

○緒方委員 先ほど副大臣はすごい答弁をされました。自分は副大臣だ、自分に関係するものだ、

だけれども自分が見ていない、だからこんなものは行政文書でない。

こんな定義がまかり通るのであれば、役所の行政文書管理は成り立たないですよ。訂正した方がいいと思いますよ、副大臣。

○義家副大臣 逆に聞きたいですけれども、私の言った発言が、私が確認しないまま行政……(発言する者あり) ちよつと静かにしてください。私の言った発言が、私が確認しないまま……(発言する者あり)

○秋元委員長 今、副大臣が答弁しております。まず、この話を聞いてください。

○義家副大臣 私が言った……(発言する者あり)

○秋元委員長 まずは副大臣の答弁を聞いてください。

○義家副大臣 もし、私が言った発言の一部が行政文書として、私に確認のないまま、なつてしまふならば、仮に、私が言っていないことを特定の役人が、これが義家副大臣からの感触です、指示ですという形で書いて、それが意思形成過程のプロセスに仮に影響を与えることがあるのならば、その方が行政のゆがみにつながることであろうと思っております。

○緒方委員 それは行政の意思決定過程の問題であつて、それが行政文書であるかどうかということとは全く無関係であります。あなたが知らないから、自分が知らないものは行政文書でない、こんな傲慢な話、ないですよ。

この話は引き続きやらせていただきたいと思いますが、質疑時間が終わりましたので、ここで私は終えさせていただきます。

○秋元委員長 次に、神山洋介君。

○神山洋介委員 おはようございます。神山でございます。

前段の緒方委員の質問に引き続き、加計学園の話もさせていただくわけですが、前段もお話がありましたとおり、内閣委員会は久しぶりの開会と

なりました。毎度おなじみで大変恐縮ですが、まずは山本大臣に、毎度おなじみで恐縮な質問をさせていただきますと思っておりますが、例の天下りに関連をのべての全府省調査の件です。

記録を見てみましたが、かれこれもう三カ月たちますが、三月の十五日のときにも同じ質問をさせていただいていますが、同じ議論にならないことを望みますが、例の全府省調査は今どうなっていますでしょうか。

○山本(幸)国務大臣 全府省調査につきましては、現行の規制が導入された平成二十年十二月三十一日以降に再就職情報公表された退職国家公務員、OBのうち、営利企業などに再就職した約六千四百人に対する再就職に至る経緯などについての書面調査、それから、本省幹部や地方機関を含む現役の人事担当者に対する早期退職者への対応やOBへの情報提供の実情などについてのヒアリング調査、それから、各省官房人事担当課に対する職員等への再就職規制の周知のための取り組みについての書面調査等を鋭意実施しているところであります。

このように、全府省調査は作業が大変膨大でありまして、時間を要しているところであります。いづれにしろ、作業を急がせているところであります。まして、調査結果が出次第、速やかに明らかにしてまいりたいと思っております。

○神山洋介委員 三カ月たつてからほとんど進展のないような御答弁で、大変残念です。

三カ月前の記録を見ますと、大臣の御答弁にこうあります。「スケジュールありきではありませんが、一方で、調査結果が出次第、速やかに結果を明らかにしていくことも重要であり、私の指揮のもと、スピード感を持って進めていきたい」というお話がありました。

実は、この三月の十五日の前に、二月だったと思いますが、私は予算委員会でも同じ話をさせていただいて、ほぼ同じ御答弁をいただいております。それ以前から調査をしていたことも含めて考え

れば、四カ月になるのか五カ月になるのかわかりませんが、いまだに、いつになるのかすらよくわからない、進捗状況が一〇パーなのか五〇パーなのか八割なのかよくわからない。

これ、事実をきつと広く国民に明らかにしようという態度があるのかというその根本を私は伺うわけです。少なくとも、この大臣の御答弁にありました「スピード感を持って進めていきたい」という言葉には、全く今の御答弁の中からスピード感を感じることができないんですが、一体これはいつできるんですか。

○山本(幸)国務大臣 大事なことは、しっかりと調査を厳正に行うことでありまして、スケジュールありきではなく、徹底的に調査を行うことであります。

いづれにしても、今急いで作業をしてもらっているところでございます、結果が出次第、明らかにしたいと思っております。

○神山洋介委員 毎度毎度の押し問答で、もう嫌になる感じがすけれども、根本に国民の忘却を待っているのではないかとすら私は思えてしまうわけです。そうでないのであれば、そうじゃないようなことを立証していただきたいわけですが、残念ながらそういう御答弁は毎度出てきています。

国民の忘却を待つのではないかというのは、先ほど前段にも議論がありました加計問題も含めて、私は共通している問題じゃないかなというふうに思うわけです。

事実が事実として広く国民に明らかにし、その理解と賛同を得る中で物事を進めていくというのは当たり前のスタンスだと思えますけれども、それを担保するような、裏づけるような発言なり行為が、少なくともこの二点に共通する限りは全然見受けられないということはまず冒頭申し上げた上で、官房長官、きょう、お忙しい中お越しをいただいておりますので、先ほどの文書の件を含めた具体的な話は後段やらせていただきますけれども、まず、根本的に、この問題、いわゆる加計問

三枚に書かれていた、それは違ったという話をしました。実は、私のことも書かれていたんです。それも違っているんです、これは明確に。これは私個人のことですから。

ですから、官邸の、その中で内閣府が総理の意向と言ったということがありましたので、それで確認をしたら、そこは、ないという報告は受けています。

ですから、そういう意味の中で、文部科学省の調査、先ほども報告がありましたけれども、そうした該当の文書は確認できなかったという報告を受けています。

○神山(洋)委員 いや、私は、だから、にせものなんですかということをお聞きしたわけです。どこかの誰かさんが適当につくった文書であれば、こんなものはにせものだから取るに足りないといいつて、はいつとやるのはわかりますよ。そういう判断をされているんですか。

○菅国務大臣 まず、出元がわからず、信憑性も定かでない私は申し上げました。

それで、その八枚の中に、私のこと、それにまた私の補佐官、このことも書かれているんです。補佐官は会ったこともない、私も説明を受けた覚えは実はない、そういうものが事実として書かれている、そういう文書であったということも、これは事実なんです。

ですから、そうしたことを、八枚紙の中にありましたので、私もそういう発言をしたということです。

○神山(洋)委員 幾ら長官が全知全能の神であつたとしても、それは全庁の中で、もしくは内閣官房、内閣府も含めたところで行われていることを全部を掌握するのは、それは無理ですよ。それはなかなか無理だと思います。それは、知らないことがあるのは当然でしょう。だけれども、何かがあつたときに、それは、知ろうとする、これはどういうことなんだというふうに聞くこと、調べることがたくさんおありだと思ふんです。

この件についても、だって、もともと知らない

かつた、それは当然そうでしょう。この件が出てきたときに、こんなことがあつたのかというふう

に聞けば済む話だと思ふんです。

これは、真偽の確認をされたということですか。その上で、にせものだという判断をされているんですか。

○菅国務大臣 私は、にせものということじゃなくて、出元がわからず、信憑性も定かでない、そういう文書だということを申し上げました。

そして、このことについては文科省で調査をし

てもらつたわけでありまして、その文科省によつた調査結果によれば、確認できなかったと聞

いておりますし、官邸の最高レベルが言つたとか

総理の御意向ということの内閣府は言つていない、そういうことは報告を受けています。

○神山(洋)委員 長官は、きのうの記者会見でこ

うおつしやつています、この調査をもう一回した

らうだという問いに対してということですが、

文科省においては、基本的に、メールを含む文書

の出所、入手経緯が明らかにされていない文書に

ついては、その存否や内容などの確認の調査を行

う必要はないという判断をしたということだとい

うふうに、先ほどのそういう御答弁もありました

し、何度もこの表現は繰り返されていることかと思

います。

これは、官房長官としても、出所不明であり、

入手経緯が明らかでないというものについては調

査に値をしないという文科省の判断を了とされた

ということでしょうか。

○菅国務大臣 私は、そのほかに、信憑性につ

いても申し上げました。私のことを書かれているの

がそうでしたから。

このことについて、文科省に、これは当然調査

している、これは文科省は文科大臣のもとに調査

をしたわけですから、その中で、文科省が、出所

や入手経緯が明らかにされていない文書について

は、その存否や内容などの確認の調査を行う必要

はないと判断したという報告を受けておりますの

で、私は、官房長官としては、それは、文部科学

省で行つたものについて、そこは了とするのは当

然のことじゃないでしょうか。

○神山(洋)委員 素朴に、今の文言を読んだとき

に、文書の出所が明らかでない、入手の経緯が明

らかでない、であるがゆえに調べるには値しな

い。私にはちよつと、私がかんなんだったら、そ

う言つていただければいいんですが、論理的につ

ながないんです。もう少しこれは、理由を御

説明いただけますか。なぜ入手経緯が不明であ

り、なぜ文書の出所が明らか場合は調査をする

に値しないのか。

○菅国務大臣 まず、文科省として調査した上で

ということの報告を受けています。

○神山(洋)委員 その上で、まだ世論も含めて、

またここでの委員会審議も含めて、疑念があるの

ではないかという指摘がなされているわけです。

文科省の調査においても、先ほど前段もお話が

ありました、ないということがコンプリートさ

れたのかといえ、違いますね。確認できない

という表現ですよ。確認できないではなくて、

ないというふうに言い切つたのなら、またこれは

ステイジが変わります。でも、そうではないで

すよね。だとしたら、調査をする必要があるん

じゃないですか。

そのときに、判断の基準となるのは、入手経緯

がどうだとか、入手経路がどうだとかという話で

はなく、基本的には、この件の、先ほどの、

基本的な大臣との認識の違いがあるかもしれませ

んが、何が問題だったかといえ、公がゆがめら

れた可能性のあるのかないのかということを確認

するための、この文書の確認なんだと思ふん

です。

そのゆがめられたという可能性がないのだとい

う確認をするためには、その文書はなかったんだ

と言われれば、それは、では、この件の疑惑は消

えるかもしれないというところに論理的になる

と思います。そのことをやるために、きちつと確

認をされた方がいいんじゃないかというふうにも

思ふわけです。

○神山(洋)委員 もうやめられた方がいいと思

ふんです、そういう無理筋の話。

さっきの冒頭の、山本大臣と天下りの話を少し

させていただきましたけれども、四九月、五九月

たつてもこの状況です。この件についていろいろ

いる、私としては全く理屈となつていないとい

思いますが、理屈にならぬようなことを言つて、

公開をしない、明らかにしないということを言

い

九

第一類第一号

内閣委員会記録第七号

平成二十九年六月七日

続ける。

国民の方々からすれば、連日、ワイドショーだったりニュースでそういうことが耳に入ってきて、何をやっているんだという話になる。そろそろ、そういう無理筋はやめた方がいいと思うんですよ。現場の役所の方々だって、そんな答弁をつくるのも、かたくなてしようがないでしょう。真面目な形でこれはきちっと処理した方がいいんじゃないですか。隠せば隠すほど、穴は大きくなりますよ。そろそろそこは、真つ当な見解に戻っていただきたいということは改めて要請をさせていただきます。

前段で少しこれは議論になりました。きょうは、事務方に文科省から来ていただいていると思いますので、少しさつき、尻切れトンボにもなっちゃいましたけれども、例の文書について、文書の存在は確認できなかったということになっていきます。文書の存在は確認できなかったということは、文書はないということですか。

○義本政府参考人 お答えいたします。

文科省が民進党から御提示いただきました八つの文書につきまして、担当部局である専門教育課、それから特区の窓口である行革推進室の補佐以上の担当職員につきましてヒアリングいたしました。その中で、その文書について作成したことがあるか、あるいは共有したことがあるかについてお尋ねしまして、それについては確認できなかったという結論が出ていますとございます。

○神山(洋)委員 私は、なかったということですかというふうに聞いています。

○義本政府参考人 お答えいたします。
繰り返して申し上げます、文科省の調査におきましては、該当する文書の存在自身が確認できなかったということでございます。

○神山(洋)委員 再度繰り返しますが、私は、なかったかということだというふうに聞いています。

○義本政府参考人 先ほど申し上げましたよう

に、ヒアリングした中においては、見た記憶がない、その中において、共有したことがなかったというところについての回答がありますし、また、専門教育課のフォルダを確認したところ、その文書については確認されませんでしたので、その結果として、その文書の存在については確認できなかったという結論が出たところでございます。

○神山(洋)委員 四回目です。なかったというところでいいですか。

○義本政府参考人 お答えいたします。
いただきました文書につきましては、省内外の政策の意思形成過程のプロセスの中の文書と考えられますけれども、それにつきましては、その存在の有無を含めて公表しないことになっておりますので、文書については確認できなかったと結論しているところでございます。(発言する者あり)

○神山(洋)委員 五回目、やりましょうか。もう

ばかばかしいのでやめますけれども。
長官、これを聞いていて、どう思われますか。文科省からすれば、なかったとは言えないわけですよ。これは、見ている方が見れば、誰だつてわかりますよ。なかったと言いたいし、言えはそんな嫌な役回りからは逃れられるけれども、言えないんですよ。なぜ言えないのかまでは想像するしかありません。長官は御存じなのかもしれません。

しかし、なかったのかという小学生でもできるような質問に対して、確認できなかったという答弁を三回も四回も繰り返さざるを得ないという、この状況を生み出しているのは、これは政治の責任ですよ。長官、この状況を解きほぐす努力をするべきじゃありませんか。こんな、文書があったのか、なかったのかという話を四回も五回も繰り返して時間を浪費せざるを得ないという、この局面をつくったのは誰かということ、思いをいたすべきだと私は思っています。

真偽を、改めてここで要請させていただきますが、改めて、もうもろの文書があったのか、なかったのか、これは確認できなかったということこ

ろじゃないですよ、あったのか、なかったのか、今出ているものが真なのか贋なのか、真贋判定、きちつとやれというふうに、長官からそれは各府省に対して指示を出すべきじゃないですか。

○山本(幸)国務大臣 文科省はその確認ができないと言っているわけですが、私は、そういう文書があったとかないとかそういうことではなくて、この案件について、まさに政策の決定がめづられたとか、そうではないとか、そのところが本質的な話であって、これについては全く問題がない、そのことは再三申し上げているわけでありまして、もし問題があるとすれば、それはきちつと正当な理由をもって言えはいいんですよ。前川さんだつてそう言えはよかったんですよ。そういうことを一言も言えなかったわけですから。言えないということは、この規制緩和を認めますということを示すということに、そういうことに基本方針でなっているわけですから。

そういう意味で、まさに正当な判断がなされたということでありまして、そのことが本当の、本質の問題だと思っております。

○神山(洋)委員 大臣、カットインしていただくのは、議論を生産的に進めるのであればカットインしていただいて全然私は構わないんですが、意味不明なことを言わないでください。そんなことを議論していいんです。文書はあるんですか、ないんですか、確認できるといふことと、ある、ないということと、どう違うんですかという話をしています、わけのわからないことを途中でカットインしないでください。よろしくお願ひします。

もう一回、文科省、確認をさせていただきます。もうさっきの話は聞きません。確認をできないということは、ないということとイコールですか。

○義本政府参考人 先ほど御答弁させていただきましては、提示いただいた八つの文書につきましては、政策の意思形成過程にかかわるものでございまして、そのものにつきましては存否も

含めて公表しないということになっているところでございますので、調査の結果については確認できなかったということでございます。(発言する者あり)

○秋元委員長 ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○秋元委員長 それでは、速記を起こしてください。

義本総括審議員官。

○義本政府参考人 お答えいたします。

文字どおり、該当する文書が確認できなかったという意味でございます。存在する、あるいはなかったということについての答えとは異なりますが、一方、この文書につきましては、いわゆる政策の意思形成過程にかかわるものでございまして、その存否を明らかにするというところについては、従来より公表していないということでございます。

○神山(洋)委員 同義ではないと。当たり前ですよ、それは。小学生でもわかる理屈だと思うんですよ。

もう一個だけ確認をさせていただきます。
おとくだつたと思ひますが、いわゆるメールの話が出てきて、その真偽もまだ確認はされないし、しようという気もないという御答弁はいただいています、少なくとも、そこに書かれていた個人の名前は、文科省には、失笑を買っていたけれども、同姓同名の方はいるというお話がありました。たまたまなのかもしれません。

その同姓同名の方は、実際には、たまたま偶然同姓同名だったのか、それとも同一人物だったのか。いかがでしょうか。

○義本政府参考人 お答えいたします。

報道されましたメールの住所、入手経緯等が依然として不明でございますので、同一同名の人物が文科省の職員としておられますけれども、そのメールの該当する者がその者かどうかについてのお答えはできないところでございます。

○神山(洋)委員 では、その同姓同名の、十人ぐ

らしいし、いかんが思ったんだと思うんですが、その方々には特段聞いていないということですか。

○義本政府参考人 お答えいたします。

特区につきましては内閣府との折衝につきましては、担当部局である専門教育課の課長補佐以上の職員でやっておりまして、その文書の作成あるいは共有につきましては、該当する者として、その対象者として調査したところでございます。

それ以外の者については、その正確な状況についての把握している者ではございませんので、調査する対象としては考えておりません。

○神山(洋)委員 気合いを入れて調査をしたかどうかと聞いているんじゃないかと、普通の常識で考えれば、職場でこういうのがあって、君の名前があるんだけれども、こんなのは来たのといって、多分十秒で終わる話なんですけれども、そういうことレベルはやっているけれども調査はしていないというふうに今聞けたんですが、そういうことですか。

○義本政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申しましたように、この内閣府の折衝につきましては、課長補佐以上の職員でやっておりまして、いわゆる同姓同名として仮にした場合存在する職員は、いわゆる係長等の、補佐以外の職員でございましたので、調査の対象としてはそれで済んでいるというふうに考えておるところでございます。

○神山(洋)委員 やつていないという、聞いていない、確認していない、こういうメールは来たのというふうには聞いていないということですか。

○義本政府参考人 お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、その出所、あるいは入経路等については不明のメールでございますので、それについての調査ということについては、行うことも考えていないところでございます。

○神山(洋)委員 何ですか。

○義本政府参考人 お答え申し上げます。

出所不明で経路が明らかでない、その信憑性が定かでないということに加えて、先ほどの答弁にもお話しさせていただきまして、いただきました文書については、いわゆる政策の意思形成過程のプロセスの問題でございますので、その内容についてはこれまで公表していませんところでございますし、これまでにいたしました調査において尽きていると考えております。

○神山(洋)委員 尽きていると主観的に考えられているのはわかりましたけれども、少なくとも、客観的に尽きているというふうに認識はされていないんじゃないでしょうか。

世論調査を私は全部調べたわけじゃありませんし、世論調査がそもそも全てではないということもあるでしょう。しかし、今おっしゃっていただいた説明を、例えば、御家族であってもいいですし、お知り合いであってもいいですし、御友人であつてもいいですし、話を聞いて、納得できるかという話を本当に腹を割ってやったら、イエスと言ってくれる人はいないですよ。

長官、最後に一点だけちょっと確認をしたいんですが、正直、今こう、いう形で議論をしていて、何ともやるせない気持ちがあります。特に文科省は苦しいですね、御答弁が。そう答えるしかないんだらうなということも類推をさせるわけです。そろそろ解放してあげたらどうですか。それをできるのは長官しかいないと思うんですよ。この局面、どうにか動かしませんか。いかがですか。

○菅内閣大臣 いずれにしろ、文部科学大臣のもとで対応しています。文科省の方で考えることだというふうに思います。

○神山(洋)委員 いや、文科省の話もありますけれども、文科省の話じゃなくてもなくなっているわけですよ。そもそも総理との関係性があるんじゃないかということからこれだけ来ているわけですね。ないならないということできちっと立証されればいいわけですよ。

山本大臣がずっとかわつてこられた、まさに本丸だということにおっしゃっていて、私はちよつと違うと思いますけれども、規制緩和そのものの話、そこも、きちんとそこには正当性はあつたんだと。ある部分、あると思いますよ、それをきちんと立証されたいと思うんです。

ただ、疑義がある部分、あるというふうに疑われる部分があつたわけですから、それはかくかくしかじかで違つたんだということを証明する努力をしない中で、それを疑われる資料そのものについての事実関係は確認をしないとやっているから、こんなに増幅しちゃっているんじゃないですか。

天下りの件もそうでしたけれども、ほつばらせばほつばらかすほど、こういう問題は大きくなるじゃないですか。そもそも、この対処は基本方針が間違つていないと思いますよ。

もう時間がなくなりましたから、私は以上にしますけれども、同僚議員からも、また類似の話があるかと思ひますので、ぜひそこは、誠実に、国民の考え方に真摯に対応していただくような形で御答弁いただくようによろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○秋元委員長 次に、木内孝胤君。

○木内(孝)委員 民進党、木内孝胤でございます。

本日は、質問の機会をありがとうございます。本日も引き続き、加計学園について質問させていただきます。二回、地方創生委員会、この加計学園について質問させていただいております。既にいろいろな論点、問題点が出ておりますが、当時から私が一番重要視、問題視している点は、公正な選考過程があつたのかということの問題視しております。

御案内のとおり、十月十七日に京都産業大学が国家戦略特区の諮問会議ワーキングチーム宛てに提案をいたしました。その後、十一月九日の時点で、

選考のルールが突如変わっているわけであります。空白区縛りということで、京都産業大学が手を挙げるのができなくなつた。これは非常に大きな問題だと思っております。

先ほど官房長官おっしゃっていましたが、今、口蹄疫とかSARS、鳥インフルエンザ、私はどちらかというと、獣医学部新設については賛成の立場でございます。

これは一つ理由がありまして、私、実は以前、証券会社にいたときに、製薬会社の企業の買収のアドバイザーをやっていたことがございます。その後、非常に小さな会社なんですが、上場会社で、ライフサイエンスで、創業ベンチャーの会社もやっていたことがございます。当時から、京都産業大学の大概公一先生というのは非常に世界的な権威で、たしか二〇〇五年に鳥インフルエンザ所というのをつくつて、その所長に就任をして、長い間、こうした獣医学部を新設することを京都産業大学は希望しておりました。

委員会でも、いろいろ質問の中で、京都産業大学の二十ページだ、どうのとか言われていますけれども、ページ数の問題ではなくて、やっている内容、御本人、チーム、過去の経緯等も踏まえて、非常にしっかりとやっているチームだったんです。それが、十月十七日に提案した後に、たつた三週間の間に空白区縛りをされたということで、外から見えてしまいましたが、これは不当な圧力が加かつて、私からすればですが、これは公平公正な政策決定プロセスではないと。

これは前川前事務次官が、行政がゆめられたというふうにおっしゃっていますけれども、全く同じ印象があるんです。

ただ、当時は、その不当な圧力というのが、あくまでも私の推測にすぎなくてということでありましたけれども、その後、いろいろ文書が出てきておりまして、九月二十六日、今、怪文書扱いされている文書ですけれども、これだけ文部科学省の中でいろいろ十人の名前が出ていて、最後のページにこの資料、きょうも配付資料請求したも

のでございますけれども、これは官邸の最高レベルが言っていること、括弧、むしろもっと厳しいことを言っている。もう一つ言っているのが、再興戦略を満たしていないと指摘する資料が届いておりというふうな説明がございいます。

その再興戦略の要件というのは、既存の大学、学部では対応が困難ということになっておりますけれども、これについては、もう一つの怪文書というふうになされている、十月七日、萩生田官房副長官の発言概要がございいます。

再興戦略改訂二〇一五年の要件は承知している、問題は、既存の大学、学部では対応が困難な場合という要件について、例えば伝染病研究を構想にした場合、既存の大学がうちの大学でもできますよと言われると困難になるというふうになっております。

要するに、京都産業大学が手を挙げたら加計学園が選定されないリスクを、十分に現場は承知していたということになります。

安倍総理は、委員会の中でも、一校しか手を挙げなかったというふうにおっしゃいましたが、これは一校しか手を挙げなかったのではなくて、要件を変えて、手を挙げることができなくなつたんです。

私、一つお伺いしたいのは、菅官房長官は諮問会議のメンバーですけれども、京都産業大学の提案というのを御存じだったか否か。十一月九日の時点、あるいはそのころ、京都産業大学の提案内容を御存じだったでしょうか。

○菅国務大臣 提案されたということは承知してはいます。

○木内(孝)委員 本来であれば、二つの大学が手を挙げれば比較検討するのは当たり前だと思えます。

そのときに、実は文部科学省、農林水産省にも確認をしたら、自分たちはそもそも新設反対だし、これは内閣府が勝手にやったことで、我々は意見さえその時点で求められていないというふうな言っています。これは事実だとお考えでしょう。

か。

○菅国務大臣 私自身は、詳細に関与は、実はしておりません。

ただ、いずれにしろ、京都産業大学が手を挙げられたということは承知していますし、当然、国家戦略諮問会議、この中で当然オープンな検討が行われて、そういう方向になったというふうな思っています。

〔委員長退席、松本(文)委員長代理着席〕

○木内(孝)委員 なぜこういう不当な介入があつたかというのを調べる意味で、この怪文書扱いされているメモは非常に大切なんです。

ですから、これが本物なのかどうかということ、これが本物かどうかで、その行政がゆがめられたのかどうかというのが非常にわかるわけでございますけれども、これは誰がどう見ても本物にしか見えない文書でございます。

出所が不透明だからといって、これがなかったものとして議論をするというのは、私はあり得ないと思っておりますし、今、委員長は外されているのであれですけれども、きょう配付資料としてなぜこれが拒まれたのか、これは理事会で決める話ですけれども、なぜこれが配付さえも拒まれているのか、私は公正な委員会運営と思えないんです。これをお互いに見ながら、私は官房長官と議論を進めたいと思っております、皆さんにもこの資料は配付されていません。

こうした中で、なぜこれだけ不当な政策決定がされたかという理由の一つに、例えば萩生田官房副長官、現在、国家人事局のトップでございますし、官僚の人事をつかさどる責任者の一人でございます。萩生田副長官は、以前、SNSに、自分は加計学園から給料をもらっていたというふうな書かれております。質問通告もお願いしておりますけれども、これは事実でしょうか。

○菅国務大臣 萩生田副長官が政府の一員として公職についている期間はもちろんのこと、国会議員である期間について、加計学園報酬を受け取つ

たことは一切ないと報告を受けております。

いずれにしても、内閣人事局長としての責務を果たすに当たり、何ら問題ないというふうな考えます。

○木内(孝)委員 加計学園には今回九十六億円、千葉科学大学、加計学園グループには九十二億円、三十七億円の土地の無償提供や銚子市の土地の無償提供、総額二百五十億円程度のいわゆる補助金が行われているわけでございます。

そういった学園の客員教授、今もこれだけ問題になっている内容にもかかわらず、現在も客員教授を国家人事局長の萩生田氏が今なお続けているということ、私は道義的に非常に大きな問題があると思いますけれども、官房長官としてやめさせるように御指導いただけないでしょうか。

○菅国務大臣 まず、萩生田副長官でありますけれども、内閣官房副長官として、内閣の重要政策について、政府全体の見地から総理、官房長官を補佐していただいております、特定の個人、団体の便宜を図るようなことは一切ありません。

そしてまた、内閣人事局長は、内閣法の規定に基づいて、内閣総理大臣が内閣官房副長官の中から指名する者をもつて充てることとされておられ、適材適所の観点から萩生田副長官を人事局長として充て、適切に業務を行っていただいているというふうな思っております。

○木内(孝)委員 萩生田副長官は、この怪文書が本物ということだとすれば、不当な政策決定に介入しているのが明らかでございます。

もう一回読みますけれども、二〇一五年の再興戦略は承知している、問題は、既存の大学、学部では対応が困難な場合という要件について、例えば伝染病研究を構想した場合、既存の大学がうちの大学でもできますよと言われると困難になる、こういう問題意識を持って指摘しているんです。その後、十月十七日に京都産業大学が具体的な申し送りした内容の提案をしたら、その内容が白区縛りということにして、京都産業大学が手を

挙げられなくした。

明らかに不当な政策決定に介入しているじゃないですか、これは。これがもし本物だとしたら、そういう解釈ができると思いませんか。官房長官。

○菅国務大臣 獣医学部の新設については、これまで繰り返し申し上げてきたとおり、特区の指定、規制改革項目の追加、事業者の選定のプロセス、これも関係法令に基づいて適切に実施しており、不公正に意思決定が行われたということは一切ないというふうな考えています。

そうした中で、京都産業大学が獣医学部新設の提案を行ったことは、私も先ほど認識しているという話をさせていただきます。

その上で、新設が、広域的に獣医学部がない地域に限るとともに、一校に限ることになったのは、獣医師会などからの慎重な意見に耳を傾けつつ、獣医師が新たに取組むべき分野における需要に対応した獣医学部の新設をまずはいち早く実現することを優先したためであり、今治市や加計学園ありきという制度で改正を行われたということではないというふうな思っています。

〔松本(文)委員長代理退席、委員長着席〕

○木内(孝)委員 京都産業大学を排除する論理的な理由には、全くなつておりません。

もう一回お伺いしたいんですけれども、二〇〇九年から二〇一二年、萩生田官房副長官は一体幾らの給料を加計学園客員教授としてもらっていたのか、あるいは、二〇〇九年以降、加計学園から萩生田官房副長官にパーティー券、一体幾ら支払われていたか、それを教えてください。

○菅国務大臣 私自身は承知しておりません。

○木内(孝)委員 これは事前に通告してお願いをしているんですが、どなたかお答えできる方はいらっしゃるのでしょうか。わからないのか、調べる気がないのか、お答えいただければと思います。あるいは、官房長官から指示をして、提出するように御指導いただけないか、お伺いいたします。

○菅国務大臣 個人の報酬ですか。(木内(孝)委

員「個人の報酬です」と呼ぶ）そこについて、私の立場でそこは承知しておりませんし、そこについては、私自身の立場としては答えるべきじゃないというふうに思っています。

○木内孝委員 二百五十億円の公のお金が加計学園に行っているんです。それに多くの方が関与されていると言われています。

木曾功さん、内閣官房参与を二〇一四年までやっていた立場の中で、千葉科学大学の学長に就任なさっています。

こうした人事は、多く、萩生田官房副長官が当然かわり得る話ですし、そういう中で、関係ない、道義的に問題ないというふうにおっしゃるのか、それとも、今答えがないから、答える必要がないと思っているのか、その点どちらなのか、いま一度お願いします。

○菅内務大臣 萩生田副長官が政府の一員として公職についている期間はもちろんのこと、国会議員である期間について、加計学園から報酬を受け取ったことは一切ないと報告を受けております。

○木内孝委員 安倍総理の元総理秘書官であった井上元秘書官も客員教授を務めていらつしやいます。

要するに、安倍総理周辺の人たちにいろいろな形で便宜がされていて、それも、今も客員教授というポジションを維持している。人事の責任者である方が具体的な指示までしている。これで官房長官、本間に問題がないと思っているのか。

そもそも、この資料が怪文書扱いされていますけれども、前川前事務次官という事務方のトップまで務められた方が、表で、きちんとした形でこういうことを公表しているわけですね。なぜ、証人喚問、ここに呼んで、先ほども緒方委員からもありましたが、ここに呼んで、ここに呼んで、どちらが正しいのかということと正確に説明しないのか。証人喚問としてきちっとやった方が、政府の不正の疑惑の解明ができると思うんですけれども。

これは国会が決めることとはいえ、正々堂々と官房長官としては呼んでほしいと思っているのか否か、御答弁をお願いします。

○菅内務大臣 これはやはり、国会で議論して決めたほうがいいというのが筋道だと思っています。

○木内孝委員 委員長にお願いですけれども、前川前事務次官の証人喚問をお願いしたいと思っています。

○秋元委員長 後刻、理事会で協議いたします。

○木内孝委員 おとこの行政監視委員会におきまして、菅官房長官が前川氏に対していろいろおっしゃいました。その日のうちに前川喜平代理人弁護士が三枚のペーパーを送ってきました、いろいろ菅官房長官がおっしゃった内容が、事実が連う部分と、補足が必要な部分と、いろいろあるかと思えますけれども、例えば、十二月末に内閣官房副長官の求めに応じて説明に来た際に、みずからの進退について示さなかったというふうにおっしゃいました。

それに対して、昨年十二月末に杉田内閣官房副長官に呼ばれ、再就職監視委員会の調査に対する文科科学省の対応に関し問われたことは事実です、そして、そのとき、私がみずからの進退について意見を示さなかったのも事実です。それは、当時、同委員会による調査がまだ継続中であり、調査対象となる事実認定もなされておらず、そもそも、杉田官房副長官からは、自身の進退に関する考えについて質問もなかったから、こういう説明をなさっています。

人事の話ですから、やはりいろいろやりとりがあつて、官房長官は断片的にしか知らなくて言ったのか、意図的に、この人は悪人であるという印象操作で言ったのか、私はわかりません。でも、こういう人事の機微に触れる話であらう場で、聞かれたから言ったと言いますけれども、しかも、相当事実誤認に基づく答弁をなさっていて、先ほど、大臣規範に触れる触れないという話がいまだしだけれども、これは明らかに問題だと思えます。

これは大臣、このやりとりを全部見て、ちよつと言ひ過ぎたかな、官房長官としては珍しく、相当感情的にちよつとやったかな、そういう感じを持たれるか否か。このやりとり、私はメモをお渡ししていますので、これがそのとおりだと思ふのか、これは違うんだという部分があれば、正しいか否かをコメントいただければと思います。

○菅内務大臣 私自身も、これは個人の人事に関することを発言するわけですから、そこは当然、私自身が掌握をしている事実に基づいて発言をいたしているところであります。

私は、問い合わせを受けたから発言をしています。今も委員からお話がありましたので、私が承知している事実を申し上げます。

昨年の十二月の話ですけれども、これについて、杉田長官の求めに応じて説明に来た際には、御自身の進退について意向を示さなかった、それはそのとおりだというふうに思います。

そして、私はたしか決算委員会でも今井委員に対して答弁させてもらったんですけれども、一月下旬に、文科省の事務方から前川氏の定年延長について官邸に話があったということなんです、一月の上旬。そして、私自身、詳細については、報告を受けることだけなんですけれども、杉田副長官から私に対して、前川氏は今回の責任をとってやめるべきであるし、定年延長は難しいと回答した、私にそういう報告がありました。そのことが事実です。

そして、その後に、副長官が前川氏本人に対して、こうした問題に関する処分については、まずは事務方のトップが責任をとることを前提に議論しないといけない、こう話したところ、前川氏から、せめて期限の三月まで次官を続けさせてほしい、そういう話があった。それで、副長官は、それは無理だろうと回答して、私に対して、こういう回答をしましたという報告がありました。当然、私からも、やはり天下り問題、あのような厳しい状況でありましたので、みずからおやめになるべきだ、こう言ったというのが、私自身が掌握

している事実であります。

○木内孝委員 今の御答弁もそうですけれども、例えばこの資料の五番目に書いてありますが、さも世論に押されて突如辞意表明をしたというふうには、おとこの説明なさいましたけれども、前川事務次官は一月四日の時点で引責辞任を決断しており、手続を既に始めていたと。だから、さも世論が喚起して自分がやめるように追い込まれて突然辞意を表明したというようなのが菅官房長官の説明ですけれども、何が言いたいかというと、要は、前川次官のおっしゃっていることと菅官房長官がおっしゃっていること、食い違いがあるんです。

この資料も、私は、この資料は本物だという扱いで見たいだいたいするようですけれども、残りの二つの怪文書扱いとされているものも、本物かどうかわからないで議論していても、委員会としても時間の無駄にもなりますし、御本人を呼んで、この資料が本物かどうかわからないのをきちっと判断をしてやらないと、我々全員の時間が無駄になっているんです。

岩盤規制でどうのとおっしゃいましたけれども、規制緩和で政策実現できるだけならいいんですけれども、規制緩和に加えて、九十六億円というお金、三十七億円という土地の無償提供、これは我々の血税なんです。それを、こんな簡単な形、しかも、まさに一分で調べられる話を、出どころがわからないからと。

もう一つ言えば、現職の文科省の職員の方も、NHKと朝日に対して、この資料は本物だというふう言っている。これを、ここまで本物と言っているのになかったものにするというのは、幾ら何でも、公正な委員会運営でもないですし、行政のあり方でもないです。お友達にまさしく二百五十億円を上げて、だから今の経済も、潜在成長率、生産性が上がるような政策、構造改革も何にも進んでいない。なんちゃって成長戦略、なんちゃって規制改革しか行っていないと思っているんです。

ちよつとそここの整理をぜひ、うそか本当か、こつちはうそ、こつちは本当と言っているんだから、みんなが出るころへ出て、どっちが正しいか、議論したらいいじゃないですか。偽証罪に問われる話ですので、前川事務次官も、うそをついてここのいろいろな答弁なさると思いません。ぜひ、菅官房長官もここの調整をしていただいて、ずっと続きますよ、こんな話。

もう一回、お願いをいたします。

○菅国務大臣 私は、たびたび申し上げていますが、私も、私自身は、私自身が知り得る事実に基づいて発言をしているだけであります。それ以上でも、実は、それ以下でもありません。

私も、岩盤規制を打ち破るために、我が国を、経済の活性化だとかあるいは地方創生、そうしたものを推進していくために、このことは極めて重要で大事であると。そして、国家戦略特区という中で、有識者の皆さんからいろいろな議論をして、そのことは全て情報公開、こういう議論があつたということは国民の皆さんにも見ていただくようにしているわけであります。そういう手続の中で、今回決定の運びを見た、そういうことであります。

○木内(孝)委員 加計学園につきましては、情報の隠蔽、行政のボイコット、本当にひどいと思います。これは引き続き多くの委員会でも質疑が続くと思いますけれども、きょうは官房長官においでいただいているので、一つお伺いしたいことが、別の件で。

日銀の総裁の任期が来年四月八日に来ます。人事の話ですから、機微に触れることですので、後継人事そのものについてということではないんですが、今後、金融政策をどうしていくのか、財政政策をどうしていくのか。

いろいろな局面で、私も財務金融委員会理事を務めさせていただいているので相当深く議論はさせていただいておりますけれども、相当難しいかじ取りになってきている中で、これは衆参の同意を得て内閣が任命をするということになってお

りますので、そうすると、経済関係あるいは内閣の参事、アドバイザーの方たち、いろいろな方に相談をして、取りまとめをして、最終的に総理が御決断をなさるんだと思います。

その中で、私は、官房長官が果たす役割は非常に大きいのかというふうにも思っております。日銀総裁の適格要件というのについて、本当に一般論でございます、イメージが湧いてしまうようなこと等は一切結構ですので、ぜひ、適格要件というのは、いろいろな方がいろいろな形で言っておりますけれども、官房長官が考えている日銀総裁の適格要件を教えてくださいなと思ひます。

○菅国務大臣 私ども安倍政権が考えておりますデフレ脱却、こうしたものへの政策課題の理解のある方、こうした方から幅広く人選を行った上で、所管大臣とも相談させていただく、そういう中で最終的に総理が御判断をされる、そういうふうにも思っています。

○木内(孝)委員 余り答弁は期待はしていませんが、デフレ脱却という言葉をお示しいただいたというのは、私、個人的な部分ではございますけれども、私としては、きょう、成果かなというふうにも思っております。

野党は、えてして、アベノミクス、こういう数字が悪い、これが問題だ、日銀のバランスシートが大きくなっている、いろいろ申し上げます。与党は、有効求人倍率、失業率、いい数字。私も、株価が上がっていること等、むしろ、多分、野党の中では、その金融政策の部分とか、高く評価しているものでありますけれども。

官房長官が重要視している指標、たくさんあると思います。雇用もそうですし、消費とか、いろいろあると思いますけれども、普通、エコノミストとか学者とか、あるいは経済学、いろいろな方、やはり実質GDP成長率というのが、普通、経済の動向を見るときに最もよく見る指標だと思ふんですが、官房長官もそういうお考えでよろしいでしょうか。

○菅国務大臣 私どもは、やはり雇用の安定というんですか、そうしたことについて常に注視をしているところであります。

○木内(孝)委員 雇用に加えて、先ほどの実質GDP成長率、二〇一三年第一・四半期から二〇一七年の直近の四半期までの成長率、細かい数字を別にクイズで聞いているわけではないので、成長率一・三％です。これはGDPの算出方法を途中で改定していますので、実を言うと本当は〇・九％で、改定後は一・三というところでござい

ます。民主党政権時の三年三カ月の、二〇〇九年第三クォーターから二〇一二年第四クォーターの成長率の数字、御存じでしょうか。

○菅国務大臣 私自身は承知をしていません。

○木内(孝)委員 三年三カ月で一・五％でござい

ます。自民党、今の政権は〇・九％、修正後は一・三％。

何が言いたいかというと、別に、悪いところの数字をやって、民主党政権時のいい数字を私、申し上げているわけではなくて、今、足元、雇用はいいので、私もそれは非常に高く評価しているんですが、実際、個人消費とか実質賃金とか、言われているほどよくはないと思つています。実際、GDP成長率を見れば〇・九という現実を直視していただきたいと思つていまして、ですから、私もいつも、雇用の数字はいいですね、その上でということと質問させていただいているわけですから。

今後あと半年間、ことしの年末から来年の初めにかけて、恐らく、今後の金融政策のあり方、金融政策につきましても、マーケット関係者に言わせると、安倍総理の後継に誰がなるかということの

ことで、経済に対する御決意というのか、日銀総裁の後継人事に対する御決意を最後にお伺いして、質問を終わりにしたいと思います。

○菅国務大臣 先ほど私、申し上げましたけれども、私たちはデフレ脱却最優先の政権でありますので、このアベノミクスと言われる三本の矢を矢継ぎ早に放つて、経済をデフレでない状況まで持ってくるのができたというふうにも思っていますので、こうしたことをしっかりと行っていく方というのが、当然、幅広の中で、なるんだらうというふうにも思ひます。

○木内(孝)委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○秋元委員長 次に、島津幸広君。

○島津委員 日本共産党の島津幸広です。

きょうは、高齢ドライバーの交通事故とその対応についてお聞きしたいと思つています。

最初に、幾つか確認をいたしますけれども、運転免許を持つている人のうち満七十五歳以上の方の割合、そして直近と十年前について教えてください。あわせて、今後の推移の見通しもお示しく

ださい。

○井上政府参考人 お答えいたします。

平成二十八年末現在、運転免許保有者に占める七十五歳以上の者の割合は全体の約六・二％となつております。七十五歳以上の運転免許保有者数は年々増加傾向にあり、十年前と比較して、その割合は約一・九倍となつてい

ます。また、この割合につきましては、今後さらに増加するものと見込まれておるところでござい

ます。○島津委員 次に、交通事故のうち死亡事故の件数、直近と十年前はどうなつて

いるのか。そのうち、満七十五歳以上のドライバーの件数と全体の事故との割合はどうなつて

いるかを教えてください。

○井上政府参考人 お答えいたします。

お尋ねの交通事故による死亡事故の件数でござ

います。十年前は、平成十八年でございまして、五千七百十三件でございましたが、平成二十八年、昨年は三千四百十件となっております。

そのうち、七十五歳以上の運転者による死亡事故は、平成二十八年中は四百五十九件となっております。全体の死亡事故の約一・三・五％を占めております。十年前、平成十八年と比較いたしますと、死亡事故件数はほぼ横ばいであるものの、全体の死亡事故件数が年々減少しておりますため、全体に占める割合は、高齢の運転免許保有者の増加を背景として増加傾向にございます。

○島津委員 今お答えしていただいたように、全体の死亡事故は減少しているけれども、満七十五歳以上のドライバーの死亡事故はほとんど変わらず、割合はかなりふえていると。これは、配付資料でもお配りしましたので一目瞭然だと思っております。

それでは、高齢ドライバーの事故、この対策をどうとってきたんでしょうか。

○井上政府参考人 お答えいたします。

ただいま御説明申し上げましたとおり、高齢運転者の交通事故情勢は厳しく、また、今後、高齢運転免許保有者の一層の増加が見込まれますことから、高齢運転者の交通事故防止対策は喫緊の課題であると認識をいたしておるところでございます。

このため、平成二十七年に道路交通法を改正いたしました。認知症のおそれのある高齢運転者をよりタイムリーに把握し、医師の診断を受けていただくこととし、また、認知機能が低下しているおそれがある方などに対する高齢者講習におきまして、実車指導の際に運転の様子をドライブレコーダーで記録し、その映像に基づいて個人個人に具体的なアドバイスを行うこととしたところでございます。

この改正法は本年三月十二日に施行されたところであり、高齢運転者による交通事故の防止に向け、引き続き、その円滑な施行に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○島津委員 まだ施行されたばかりですけれども、高齢者の運転免許の自主返納、これが進んでいると思うんですけども、実態はどうなっているんでしょうか。

○井上政府参考人 お答えいたします。

運転免許の申請取り消し、いわゆる自主返納の件数は近年急増しております。平成二十八年中は三十四万五千三百十三件でございます。前年対比では五万九千七百九十九件増加いたしております。

七十五歳以上の方に限りまして、平成二十八年中は十六万二千三百四十一件でございます。前年対比では三万八千四百二十八件増加いたしております。

○島津委員 増加しているとはいえ、まだまだこのところはこれからの課題だと思っております。

朝日新聞の四月六日付で、免許返納、高齢者はどう説得、という記事が出ました。私はコピーも持ってきたんですけども、熊本県のことを紹介しているんですね。

熊本県では、二〇一五年二月から、運転免許センターに三人の看護師を配置して高齢者の相談に応じて、必要と思われる高齢者に返納を促しているそうなんです。

運転適性相談窓口で相談を待たなければなくて、免許更新の書類を書く高齢者の様子を見て気になった人に声をかける。看護師ですけれども、ちよつとお手伝いしましょうかなどとさりげなく声をかけて、人目のつかないスペースに誘導する。生年月日などを尋ねるとすぐに答えられない、こういう方がいる。そういう認知症が疑われる人、これは受診を勧めることになるんですけども、ここからが難関だということです。

認知症という言葉は極力避けて、高齢者の事故が多いですね、健康診断を受けてみませんかなどと切り出す。しかし、多くの高齢者は、自分は大丈夫、事故は一度もないなどの反応が返ってくると思います。ですから、お元気ですものねと受けとめつつ、少し物忘れが多いですので調べてもらいませぬかなどと粘り強く話をつないでいるんですねです。

看護師さんが自主返納を勧める際に心がけていることとして、運転の目的や背景を本人や家族からよく聞き取ること、そして、その問題が解決されない、この自主返納の決断が難しい。ですから、こういうところに切り込んで、高齢者の尊厳も尊重しつつ、心情にも訴えながら対応しているというんです。

警察庁にお聞きしたいんですけども、こうした高齢者本人や家族からの相談を専門的に受け付ける運転適性相談窓口、この熊本県のように看護師や保健師が配置されている、こういうケアに当たっているというのは、これは全国にどのぐらいあるんでしょうか。

○井上政府参考人 お答えいたします。

全国の運転免許センター等に設置されております運転適性相談窓口では、専門知識の豊富な職員により、病気や障害で運転に不安のある方やその御家族からの相談に応じているところがございます。

平成二十九年四月時点におきまして、十七都県警察において、運転免許センター等に看護師や保健師といった医療系専門職員を計三十名配置いたしました。運転適性相談業務に従事させているものと承知いたしております。

○島津委員 熊本県の例では、自主返納に交付される運転経歴証明書、これを使っているいろいろなサービスを受けられるんですけども、そういう紹介をしたり、あるいは介護サービスなども希望する人には紹介する、こういう免許の返納後のフォローもしっかりとやっている。ですから、この新聞報道だけ見てもかなりの効果を上げているんですね。

今、十七ということでお答えがあったんですけども、昨年までは十だったんですね、七ふえたんですけれども、これだけ高齢者の死亡事故、交通事故がふえていて、免許の問題が問題になっているんだけれども、そこを本当に進め

てもらおう点で、こういう体制というのは非常に大切だと思っております。だけれども、余り進んでいない。これは、何で全国的な取り組みになつていないんでしょうか。

○井上政府参考人 お答えいたします。

医療系の専門職員が運転適性相談を行うことによりまして、その専門的知識を生かした対応が期待できると考えているところでございますが、地域の実情によりましては、都道府県警察において看護師や保健師といった医療系専門職員を確保することが困難な場合や、予算的な制約から配置を断念する場合がありますと承知をいたしております。

いずれにせよ、御指摘のような取り組み事例を都道府県警察と共有し、相談体制の充実に努めるよう指導をしておるところでございます。引き続き、このような取り組みを推進してまいりたいと考えておるところでございます。

○島津委員 全国の運転適性相談窓口にこうした専門家を配置するのは非常に大事だと思うんですけども、これは自主的な取り組みということ、お任せじゃなくて、やはり国が、大臣、国としても積極的にいかかわって進めていくべきだと思うんですけども、どうでしょう。

○松本国務大臣 看護師や保健師といった医療系専門職員を運転免許センター等に配置して運転適性相談に当たらせることで、その専門的知識を生かした対応が期待されるところでございます。

このような取り組みは、相談に來られる方やその御家族にとっても大変有意義であると認識をしております。まして、全国に広げていくよう、警察を指導してまいりたいと思っております。

○島津委員 ぜひ、全国でこうした取り組みが広がるようにしていただきたいと思っております。

次に、二〇一五年の道路交通法の改正の際に、附帯決議が全会一致でつけられています。この中で、高齢者の免許自主返納に関する部分、これを紹介していただけますか。

○井上政府参考人 お答えいたします。

御指摘の附帯決議のうち、特に自主返納に関し
ては、附帯決議の第五項及び第六項におきまし
て、「運転免許の自主返納制度について、その周
知や相談体制の充実等を図るとともに、認知機能
の低下等により運転免許の自主返納が困難な場合
には、家族等周りの者の負担が過度にわたること
のないよう配慮しつつ、社会全体で取り組むべき
問題であるとの認識の下、必要な措置を講ずるこ
と。」「運転免許の自主返納等の理由で自動車等を
運転することができない高齢者の移動手段の確保
については、地方自治体等とも連携しながら中長
期的な視点も含め適切に対策を講じていくこと。」
と規定されております。

○島津委員 松本大臣にお聞きしたいんですけれ
ども、この附帯決議の部分、運転に不安のある高
齢ドライバーの不幸な事故をなくすために非常に
大事な指摘だと思っております。この決議から二年
近くたつんですけれども、ここで指摘された対
策、これは実現されているというふうに思ってい
るんです。どうか、認識を。

○松本国務大臣 高齢運転者対策を進めていくに
当たりましては、附帯決議の趣旨を踏まえ、高齢
運転者の負担等にも配慮しつつ、社会全体で取り
組みを進めていくことが重要と認識をしております。

また、昨年十一月の関係閣僚会議におきまし
て、高齢運転者対策に政府一丸となって取り組む
よう総理からも指示がなされたところでありまし
て、警察といたしましても、これらを踏まえ、改
正道路交通法の円滑な施行に努めるとともに、警
察庁において高齢運転者交通事故防止対策に関す
る有識者会議を開催するなど、関係府省と連携し
ながら、さらなる対策について検討しているところ
でございます。

引き続き、高齢者の事故防止に向けて、関係機
関、団体と連携しつつ取り組みを進めるよう、警
察を指導してまいりたいと存じます。

○島津委員 まだまだ十分な対応がされていない
というのが現状です。いろいろな課題がありま

す。

実は先日、我が党に福井県越前市の八十一歳の
男性から次のような手紙が来たんです。自主免許
返納の場合の一番の問題は、公共交通機関が弱い
地域の在住者は交通弱者となり、日常の買い物や
病院などに行くにも不便になることです。自治体
は市民バスを出していると言いますが、留所まで
の距離が遠く、回数が少ないので、タクシーに頼
っています。私も、がん手術を二回受けましたの
で、八年前に運転免許を返納し、毎月タクシー代
を二万円から三万円払っている。

通告をしていますが、加藤大臣、大臣
は高齢者運転対策、特命で大臣を担当されている
わけですけれども、各地で現状を訴えて、対策、
支援を求めているんですけれども、こういう声を
聞いて、どのような感想をお持ちでしょうか。

○加藤国務大臣 私の選挙区もどちらかというと
中山間地域が多いところでございます。そうい
う中で、そもそも、足の確保というのが大変大き
な課題であり、また、そういう中で、今言った認
知症等によって免許を返納するということになる
と、その地域で住むというのは非常に難しい状況
に置かれる方々もおられる。

そういったことで、今回の交通安全対策の中に
おいても、こうした足の確保というのも一つの柱
として取り組んでいきたいと思っております。

○島津委員 今あったように、免許を自主返納し
た人がこれまでと変わらない生活を送るために
は、足の確保、公共交通の整備というのが不可欠
なわけです。これは、免許自主返納者に限らず、
高齢者を初め要支援者にとっても強く望まれてい
ることなわけです。

私は、愛知県の蒲郡市に行つて話を聞いてきた
んですけれども、蒲郡市は四人に一人が六十五歳
以上、高齢化率は愛知県の中でも二番目、JRの
東海道本線が通っているんですけれども、市民の
足は専ら名鉄の電車と路線バス。ところが、この
電車も、利用客が減つて赤字、蒲郡市と隣の西尾
市の負担がなければ廃線もあり得る、こういう状

況になっている。また、市内を走る民間路線バス
も廃止、縮小が進んでいるんです。

市民病院があるんですけれども、この病院に行
くためには、朝、路線バスがあるからそれに乗つ
ていくんだけれども、帰りにはバスの路線がない
からタクシードで帰らざるを得ない、こういう地域
もあると聞きました。

蒲郡市に限らず、各地の地方自治体が苦勞して
いるわけですけれども、この公共交通の維持、確
保のために、国はどんな支援をしているんですし
ょうか。

○松本政府参考人 答えたいします。
高齢化が急速に進行する中、高齢者が自家用車
に依存しなくても安心して移動できるよう、地域
の公共交通を維持し、移動手段を確保することは
大変重要であると認識しております。

このため、国土交通省としては、地域公共交通
確保維持改善事業により、幹線バス交通、コミュ
ニティーバス、デマンドタクシードを初めとする地
域内交通や、離島の生活交通の維持、地域鉄道の
安全対策等の取り組みを支援するため、平成二十
九年度予算において約二百十四億円を計上してい
るところであります。

このほか、訪日外国人旅行者の移動の円滑化に
資するバリアフリー設備や、交通系ICカードの
導入などについては、訪日外国人旅行者受入環境
整備緊急対策事業約八十五億円の内数、また、地
域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等の一部
については、鉄道施設総合安全対策事業約四十二
億円の内数をそれぞれ計上しているところでござ
います。

○島津委員 今お答えしていただいたんですけれ
ども、バス一つとってみて、広域の複数の自治体
をまたぐ路線バスの支援というのは、これはある
わけですけれども、では、一つの自治体の中での
民間路線バスの支援というのはあるんでしょう
か。

○松本政府参考人 コミュニティーバスを初めと
する、地域内、一つの市町村内です、地域内

の公共交通は、高齢者を初めとする地域住民の移
動手段として極めて重要な役割を担っていると認
識しております。

このため、国土交通省といたしましては、先ほ
ど申し上げました地域公共交通確保維持改善事業
によりまして、過疎地域などにおけるコミュニ
ティーバスやデマンドタクシードなどの運行に伴う
赤字や車両購入に対する支援を行っております。

これらについては、平成二十九年予算の全体
の事業の約二百十四億円の内数で支援することと
しております。

○島津委員 コミュニティーバスは、民間の路線
バスなんか廃止されちゃって、いよいよ困つて
自主的にやっていくわけなんですけれども、複数
の都市、自治体をまたぐ基幹的なバスの支援はあ
るけれども、自治体の中で完結するバスの路線へ
の支援はやっていないわけですよね。

○松本政府参考人 済みません、先ほどちょっと
御説明が足りなかったと思いますが、複数の市町
村をまたぐ幹線バス交通に対しての赤字について
は補助をしております。

さらに、その幹線バスに接続する、フィーダー
路線と言っておりますけれども、接続するような
コミュニティバスでありますとかデマンドタク
シード、それは一つの市町村内に限つても構いま
せん。大体一つの市町村内にとどまります。

あと、それに限らず、例えば、過疎地域等にお
ける鉄道駅に接続するコミュニティバスであり
ますとかデマンドタクシードでありますとか、過疎
地域における幹線バスに接続するようなコミュニ
ティーバス等に対しても、一市町村内にとどま
っておつても補助をさせていただいているところ
でございます。

○島津委員 民間の路線バスの話をしているわけ
で、やはりないんですよ。複数またぐものはあ
るんだけれどもね。やはり、今求められているのは
細やかな生活の足の確保なんです。

民間の公共交通が衰退する中で、この蒲郡市で
は、今もお話がさんざん出てきましたけれども、

ある一つの地区でコミュニティバスを走らせています。定員が九人、病院だとかスーパー、公民館、名鉄の駅などを回る。右回り、左回りというのがあって、一日計六便出ている。運賃は、大人百円で、子供五十円。これに対する市の財政支援は年間四百万円弱だと聞きました。

評判がいいわけですから、ほかの地域でもやってほしいという声があるんですけども、なかなか、財政問題もあって、ほかの地域でも要望はあるけれども実現しないという話でした。

こうした、今も支援しているという話でしたけれども、コミュニティバスの国の補助金というのは、これは金額としてどのくらいあるんでしょうか。

○松本府参考人 予算としては内数でございますが、実績で申し上げますと、平成二十七年の実績であります、約三十四億円でございます。これは、コミュニティバスに限らず、乗り合いタクシーとか、もっと小型のものも含めての金額でございます。

○島津委員 それで十分かどうかというのがあると思うんですけども。

今では、地域のコミュニティバスの運行、これはふえているとはいえ、まだまだ少ない。住民の皆さんが希望しても、財政的な理由で実現していないわけですね。

静岡県の掛川市でこんな話を聞きました。掛川市や袋井市を初めとする地域に、中核の、中東遠地域の基幹病院があるんです。中東遠総合医療センターというのがあるんですけども、掛川市も、この地域のコミュニティバスで病院まで走っている、料金は百円だそうです。

ところが、掛川市というのは、旧大東町や大須賀町と合併した市で、旧掛川市からはこのコミュニティバスが出ています。ですから、その皆さんはそれに乗っていく。

ところが、その合併する前の大東や大須賀の皆さんはコミュニティバスがないわけですから、病院に行くのにどうするかというと、地域の路線

バスが十分でないから、やはりタクシーに頼らざるを得ないというんです。

ですから、病院の待合室でこんな会話があるというんです。俺は百円で来た、同じ市民ね、同じ市民なのに、私はタクシーで数千円かかった、こんな会話があるというわけですね。同じ市民なのにこのような差が生じているわけですね。

政府が取り組んでいる対策でも、高齢運転による交通事故防止対策に関する関係協議会では、「社会全体で高齢者の生活を支える体制の整備を着実に進めてまいります。」と述べているわけですね。

しかし、地方に行けば行くほど、公共交通機関の整備が急速に今求められているけれども、財政基盤は弱い。社会全体で高齢者の生活を支える、こういうことで、地方自治体だけに押しつけていたらだめなわけですよ。

やはり、今紹介したような不合理な問題を解決するために、国としてどうしていくつもりでいるんでしょうか。

○松本府参考人 地域の公共交通につきましても、地域公共交通活性化再生法というのがございまして、それぞれの地方公共団体が地域の最適な公共交通網というものをつくるという仕組みがございまして。

それに対して、我々は、計画づくりに対する支援でありますとか、さらに、計画ができたものに対するバックアップをさせていただいているということでございます。

いずれにしても、この地域公共交通活性化再生法というのがございまして、地方公共団体がまずは、一番地域の実情を御存じですから、その交通の計画、ネットワークのあり方をつくっていただいて、それに対しては国はバックアップをしていくという形になっております。

○島津委員 まだまだ不十分ですので、しっかりとやっていただきたいと思うんです。ちょっと時間があるまいので、次に進みますけれども、免許自主返納者のタクシー利用について

てお聞きしたいと思うんです。

先ほど手紙を紹介した越前市では、市民の要望を受けて、七十五歳以上の免許返納者のタクシー代金の一割引き、これが二月一日から実現したそうです。

実は、私の住んでいる静岡県でも、タクシーの、自主返納者への一割引きがあります、制度が。

ところが、見過ごせない問題があるんです。これは、タクシーの乗務員から、静岡県の沼津市の方から直接聞いたんですけれども、この一割引きした分が、乗務員いわゆる労働者の負担になっているというんです。

タクシーの乗務員の給料、これは御承知だと思いますけれども、稼いだ金額の取り分、これは歩合制なんです。五対五とか、四・八とか五・二とか。五、五の場合、例えば千円の料金を乗って料金を払ってもらって、労働者の取り分が五百円、会社の取り分が五百円。ところが、一割引きをした場合に、千円のところは九百円になっちゃって、だから、本来なら五百円のところを四百五十円しか労働者が収入にならない。要するに、この制度が労働者の負担になっている、こういう問題になるわけですね。

同じ割引制度でも、障害者の割引は会社負担にしているというんです。自主返納者の割引がタクシー労働者の負担で支えられている、こういう状況というのは掌握、承知しているんでしょうか。

○早川府参考人 答えたいと思います。タクシー事業に要する経費を運転者に負担させるということにつきましては、平成二十六年に施行されております改正タクシー特措法、正確には特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法でございますが、この改正の際の附帯決議におきまして、事業者はこのような慣行の見直しに努めることとされているところでございます。また、この附帯決議におきましては、改正法の施行

の状況や効果につきまして、三年ごとに総合的に検証を行うこととされているところでございます。

これを受けまして、国土交通省といたしましては、現在、同法の対象地域のタクシー事業に対する調査を行う中で、御指摘の運転免許証自主返納者に対する割引というのを含めました公共的割引運賃における運転者の負担状況につきまして調査を実施しているところでございまして、これにより実態の把握に努めることといたしております。

○島津委員 これから調査で実態把握ということなんですけれども、現に私も聞いていたわけですから、これは沼津市で聞いたわけじゃなくて、掛川市でも聞きましたし、静岡市でも聞きました。静岡市の場合、あるタクシーに乗ったら、会社は最初、労働者負担を提案してきたそうなんです。労働組合があるものだから、それはおかしいんじゃないかということで、交渉して、会社負担になった。会社によってばらばらなんです。これはちょっと、どちらかの大臣、通告してありませんけれども、お聞きしたいと思うんですけども、運転者の負担になる割引料金というのは、ありがたくな客になってしまっているんですよ、こうなります。みんな支え合うという本来のあり方から外れると思うんですけども、自主免許返納者の割引をタクシー労働者の負担にさせることはあってはならない、こう思うんですけども、どうでしょうか。

○加藤国務大臣 今、国土交通省の事務方からお話がありましたけれども、附帯決議において、そうした慣行の見直しに努めるとされているわけでありまして、まず実態把握をしっかりしながら、そうした慣行の見直しが着実に進むよう、しっかりと努力していく必要があると思います。

○島津委員 社会全体でということと総理大臣も言っているわけですから、ぜひ、このところは改善するように、政府としても国交省としてもき

ちゃんと役割を果たして貰ってほしいと思うんです。

タクシール労働者の生活というのは本当に大変なんです。給料も低くて、過当競争で、会社の経営も大変だと。タクシールに乗ると、高齢者が多いんですよ。話を聞くと、給料が低いから、子育て中の若い人ではタクシールの乗務員をやつていられないというわけですよ。それだけ低い中で、そういう中で、国の旗を上げて自主返納でということをやつていて、一割引きだというのが労働者の負担になっているというわけですから、こんな不合理なことはありませんで、ぜひこれは改善していただきたいと思うんです。

このように、自主返納を進めるために、警察庁が県警におろす、県警がタクシール協会に料金の一割引きを要請し、それに協会が応えて、協会が会社に要請して、どこの予算も使えないために、運転手が、労働者が泣くという状況になっているわけです。

最後の質問になりますけれども、加藤大臣、ここまで指摘したように、高齢者の交通事故をなくすためには、さまざまな課題があります。こういう問題に対して、きちんと財政支援も含めて国としてどうするのが今問われていると思うんです。担当大臣としての御決意をお聞かせ願いたいと思います。

○加藤国務大臣 昨年、高齢運転者による交通事故、交通死亡事故が相次いで発生したことを受けまして、十一月に高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議を開催し、その際、総理から、改正道路交通法の円滑な施行、社会全体で高齢者の生活を支える体制の整備、一連の事故を踏まえたさらなる対策の必要性の検討について指示をいただいたところであります。これを受けて、私が本部長を務めます交通対策本部のもとに、関係省庁の局長等を構成員とする高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチームを設置いたしました。担当する省庁を中心に、スピード感を持って鋭意検討を進め、とり得る対策を早急に講

ずるよう指示をしたところであります。

先ほど警察庁からも答弁がありました。警察庁においては高齢運転者交通事故防止対策に関する有識者会議が開催され、また、国土交通省においても高齢者の移動手段の確保に関する検討会が開催され、それぞれ今、検討が進められているところでもあります。

それ以外にも、経済産業省、国土交通省において、安全運転サポート車、今、サポカーと称しておりますが、の普及啓発に関する関係省庁副大臣等会議を設けられ、三月にも中間取りまとめが行われたところであります。

これから、こうした検討結果を含め、この六月を目途に、関係省庁における検討及び対策の実施状況について全体的な取りまとめを行いたいと考えております。

そして、早急の実施できるものについては直ちに実施をしていく、引き続き検討が必要なものについては継続して検討を行い、高齢者運転の交通事故防止対策が総合的に推進していきけるように、関係省庁とも連携をしながら進めていきたいと思っております。

○島津委員 ぜひ、改正道路交通法の附帯決議に基づき取り組みをしっかりとやっていただきたいというのを求めて、質問を終わります。

○秋元委員長 次に、浦野靖人君。

○浦野委員 日本維新の会の浦野靖人です。よろしくお願いをいたします。

きょうは、大きく二点、質問をしたいと思っております。

一点目は、週刊ダイヤモンド三月十八日号の記事にある「東日本大震災の教訓はどこへ 作動しない非常用発電機の恐怖」という記事についてなんです。

その中で、非常用の発電機が災害等で停電した場合に動かさずというのを毎年、一年に一回のところと三年に一回というのがあるらしいんですけれども、それを毎年点検しないといけないということなんですけれども、それがちゃんと

されていないというのがこの記事の大きな内容なんです。

まず、この記事について、事実なのかどうかというのを、答弁をいただきたいと思っております。

○猿渡政府参考人 お答え申し上げます。

その記事の点になりまして、一般社団法人日本内燃力発電設備協会による、平成二十四年三月の東日本大震災による自家発電設備調査報告書というものであると思っております。

東日本大震災において震度六強以上を記録した地域に設置された自家発電設備四千八百一十台を対象として調査をされたところ、始動しなかったもの、動かなかったものが十七台、燃料切れや、津波あるいは異常停止などによって停止したものが二百十六台ということで、全体の四・八%、二百三十三台が異常があったというふうな調査結果であったというふうに認識しております。

なお、動かなかった十七台のうち、メンテナンス不良によるものが四一%である七台、あるいは、異常停止した六十台のうち、メンテナンス不良によるものが二七%、十六台であるという調査結果でございました。

なお、消防用設備の点検報告につきましては、適切に実施されるよう、全国の消防本部に對しまして、随時、指導助言を行っているところでございまして、今後とも、全国の消防本部と情報共有に努めながら、適切に対応してまいりたいと思っております。

○浦野委員 記事の中では、「整備不良によつて作動しなかった発電機が全体の四一%、」というふうに書かれているんですけども、四一%と書かれると、すごい数なんじゃないかというふうに思われがちですけれども、実際は今お答えをいただいた内訳だったということ、これはこれでいいと思うんです。

ただ、この記事は、後半はもう一つの問題を取り上げています、この毎年点検しないといけないものの中に、病院とか介護施設とかホテルとか

商業ビル、そういう公共施設というのがあって、すけれども、これを、情報公開で請求して報告書を取り寄せたところ、非常時に本当に発電できるのかというのを一旦停止して調べないといけないという、これは今は違う方法もあるらしいんですけども、そういったことをちゃんとやっていくかどうかというのをその報告書に割としっかりと書かないといけないということになっているのにもかかわらず、書かれていない、実際に本

にやつかどうか分からないような報告書だらけになっているということが指摘されています。このことについては、実際、本当にそうなのかというのを、ちょっと確認をしたいと思っております。

○猿渡政府参考人 お答え申し上げます。

消防法におきましては、建築物等の用途、規模等に応じて、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等の消防用設備の設置義務が義務づけられております。これらの消防用設備が停電時でも有効に作動するように非常電源を附置しなければならぬというふうになされておまして、非常電源の中には、自家発電設備、蓄電池、燃料電池等が位置づけられているところであります。

これらの消防用設備につきましては、建築物の所有者等が定期的に点検を行つて、その結果を消防本部の消防長または消防署長に報告するというようなたてづけになつてございまして、第一義的には、我々としては、その消防本部等々におきまして適切に対応されるべきというふうに考えておりますけれども、我々としたしましても適宜検討等を行ひまして、全国の会議であるとか各地域の予防担当者会議であるとか、いろいろな場面で周知を行っているというところでございます。

○浦野委員 平成二十八年の十二月二十日、「消防用設備等点検報告制度に係る留意事項等について」という通知を、消防庁は、予防課の課長のお名前を出されております。

これは、要は、今私がちよつと言わせていた、ちゃんと書かないといけないところが書けていないということがこの記事によつて発覚した

のか、記事はその後ですけれども、これまでもそういう部分があつて、これはまずいのに、ずっと、これの前の通知が平成十八年だということ、十年ぶりぐらいにこの通知が出されているわけですから、それまでは、今おっしゃる話では、要は性善説にのつとつてやっているような雰囲気、イメージだと思ふんですね。

ところが、それがちゃんとできていなかった。それはわかつていたけれども、今までちゃんとした指導もしてこなかったからこそ、平成二十八年にこういう通知を出したんじゃないかと思つていふんですけれども、その点についてはいかがですか。

○猿渡政府参考人 お答え申し上げます。

消防庁におきましては、昭和五十年年度の消防用設備等の点検報告制度創設以来、随時、その時々問題意識に応じまして検討を行っているところでございます。

平成二十七年七月から消防用設備等点検報告制度のあり方に対する検討部会というものを開催しております。翌平成二十八年十二月の通知は、この間の検討内容を踏まえまして、点検報告制度に係る留意事項を取りまとめたもので、全国の消防本部に対する一連の助言の一つであるという位置づけでございます。

今後とも、全国の消防本部と検討を加えまして、適切な点検報告制度の運用に努めてまいりたいと考えております。

○浦野委員 本来この報告は一〇〇％上がつていないとだめなんですけれども、この記事の中では、調べた範囲ではわずか四五％しか点検済みがない、さらに言うと、この四五％の点検済みの中にも、ちゃんと書けているものが少ない、虚偽記載が多数あると。要は、ちゃんと書けていないからこれは虚偽記載だということなんですけれども、というのがたくさん含まれている。だから、本当にちゃんと調べて、点検をして報告書を書いているのか疑わしいものが非常にたくさんあつたという記事なんです。

こころの部分を、消防庁として、実際、対象になる建物でどれぐらいあつて、そのうち非常用発電機を使っている建物が幾つあつて、その中で、報告書がちゃんと上がつていて、その上がつていない報告書の中でも、消防庁が指導しているように完璧に検査をして報告書が上がっているのがどれぐらいか、こういう実績データの数字というのはちゃんと把握されているのか。

要は、私もこの記事を一〇〇％のみにして、どうだということではなくて、事実としてそれがあつたのかどうかによつて、やはり今後の、どうしていくかという話になりますので、そこら辺のデータというのは把握はされていますか。

○猿渡政府参考人 お答え申し上げます。

自家発電設備、先ほど申しましたように、停電時においてもさまざまな消防用設備が有効に作動するための非常電源の一つという位置づけになつてございまして、申しわけございせんが、それらの調査内容の一つ一つ個別のものについて悉皆的に当方として把握しているものではございせん。

ただ、全体の点検報告率につきましては、千平米以上の特定防火対象物につきましては、二〇一五年の三月三十一日現在で七五・九％ということでございまして、我々もこれに満足しているわけではございせん。一〇〇％を目指すべきである、しかも、その内容を充実すべきであるというふうに考えてございまして。

したがいまして、昨年の十二月、御指摘いただきました、消防本部に発出した通知におきましても、その内容としては、点検を行った機器の種別や容量等に係る具体的な内容が記入されていることを確認するというところで、点検票の記入内容等々の留意すべき事項であるとか、あるいは、消防用設備点検報告が未実施の防火対象物の立入検査を重点的に実施するであるとか、そういうふうにして成果を上げていく団体の事例などを具体的に示しながら、全国の消防本部と今後とも努めてまいりたいというふうに考えております。

○浦野委員 詳細な数字も把握できていないということなんですけれども、そもそも、これは法律で定められているものですから、一〇〇％じゃないとともだめという話なので、さらに言うならば、いざというときのためのものだから、要は何でこんなに厳しい検査を義務づけているかという、やはり命にかかわることだということだと思ふんですね。

だから、私は、この記事の中にもありますけれども、点検としては意味がない無負荷運転しかやつていないという検査をしているところもあるというふうな記事には書かれているんですね。それが、報告書を見た、やつているかやつていないか、項目に丸はしてあるけれども、ここにちゃんと、どういう機械でこういうことをやりましたよという詳細を書きなさいというふうな指導されているんですけれども、それを書いていない報告書が、情報公開で膨大に出てくるわけですよ。

各消防、地域の消防、自治体の消防が、これを、では、どういうふうな受け取つていたのかというの疑問になりますし、これをいいかげんにしてしまつと、点検の意味も、法律で定められた意味もなくなつてしまふし、こはしつかりとこれからやらないとだめだと思ふのです。

これは、通知が出てから半年以上たつています。先ほども、実際の数字とかもちゃんと把握できていないということですから、これは一〇〇％を目指すという点で、これは一〇〇％を目標としないといけないんですけれども、どういったことをこれから考えられるか、ちよつとお願いをさせていただきたいと思ふます。

○猿渡政府参考人 お答え申し上げます。

まさに御指摘のような問題意識の中で、これまでも、点検報告をしていないところにはほとんど報告をしていただくように徹底していただくというふうなことも加えまして、繰り返すようになりますが、昨年十二月の通知におきましては、点検票の記入内容であるとか立入検査の優先順位であるとか、そういうことも踏まひまして内容を書か

せていただきました。また全国に協力を依頼しているところでもあります。今月中にも全国のまた担当者会議も開きますし、あらゆる場を活用しまして、意識の共有と制度の向上に努めてまいりたいというふうに思つております。

○浦野委員 これは私も気になったので、議員会館、省庁の入つていいる庁舎、これは同じことをやらないとだめなんですけれども、それをやっているのかどうかをちよつと確認していただきました。

ほんなら、消防庁が入つていいる第二庁舎でしたか、合同庁舎は自分たちで調べることができるとか調べますということで調べていただいて、そこはちゃんとやつていました。法律どおりの検査をやつていました。

ところが、ほかのところはちよつと私もからは確認できませんというところで、いや、それぐらい、所管省庁やねんから確認したらええやんと思つて聞いていたんですけれども、それは何か、どうも省庁の壁があるらしくて、仲がええのか悪いのか、ちよつとよくわからないけれども、聞けないということ、個別で聞いてくださいと言われたので、それはおいおい聞いていこうかなと思ふんですけれども。

少なくともやはり、会館だとか省庁だとかそういうところも、ほんまは、まあ当たり前のようにやつていいるとは思ひますけれども、これが日本全国一〇〇％じゃないとだめなのが今の法律ですから、これはぜひ一〇〇％、一年に一回やらないといけないところは毎年これをやらなあかんわけですから、毎年一〇〇％達成しないと法律違反になるわけですから、これは消防庁としても、もうちよつと問題意識を持つて厳しくやつた方がいいと思ひますので、ぜひ頑張つていただけたらと思ひます。

非常用電源については以上で、もう一つ、質問を移りたいと思ひます。

保育園の整備についてなんですけれども、待機児童というのは都市部特有の問題ということで全

国の問題ではないというのは、私はずっと今までも言い続けていましたけれども、都市部で一番問題になるのは、やはり保育所を建てる土地がないということなんですよ。

ただ、とはいっても、都市部はすごくマンションの建設が多くて、今でも東京でもばんばんマンションが建っています。マンションの中に保育所をつくっていく、小規模保育所とかをつくっていくことがあるんですけど、これは思っている以上になかなか進んでいないというのがあって、市町村によつては、それを何とかもつとつけれないかということで、条例で書けないかということで、工夫されているところもあります、実際。

私の地元の大阪市も、待機児童、非常に苦勞していて、ありとあらゆることをやりましたというところでやっています。マンションに保育所をつくつてもらえないかということ、これは義務づけとかはできませんから、デイベロップの皆さんと協議をしたりとか、できるようにしてこういうことをやっているんですけれども、そこでネックになるのが、やはりマンションに保育所をつくつても、そのマンションに入居する人たちの子供が優先的に入れない。

入所要件というのは、優先順位がありますから、それがネックになって、せっかく下の階に保育園があるのに、それが売りで入ったマンションやのに、マンションの住人の子供が、優先順位が低いのために、その保育園に入れない、違うところに行かないといけないというのじゃ、やはりデイベロップの方々も、何で入れへんねんといつて責められるし、そういうことになるのがやはりかなわぬから、なかなか及び腰だということなんです。

この入所の優先順位について、自治体の裁量でそれを優先に変えられるということができるのかどうかというのを、ちょっと確認したいと思うんです。

○吉本政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま御指摘ございました、マンションに小規模保育事業所、保育所事業所を設置する場合に、その入居者の子供を入園しやすくするという点についてでございますが、これについては、国として、特段の規制を行っているものではございません。

子ども・子育て新制度におきましては、市町村が主体となつて、保育の必要性の認定及びそれを踏まえた利用調整を行うとされておりますが、その際、一定の要件に該当する場合は、ポイント制などを用いて優先的に入園することができるよう優先利用、そういった考え方をとられております。

国の通知におきましては、優先利用の事由として例示を幾つか示させていただいておりますけれども、その他市町村が定める事由といたしまして、地域の実情を踏まえて、必要な事項を適切に御判断いただいで定めていただくということは可能な制度になっております。

私もといたしましては、そうした市町村の実情に応じた取り組みを支援していきたいというふうに考えております。

○浦野委員 当該マンションの認可保育所で、マンション住人の子供さんが、例えば入所を、今まで優先されているような所得の低い人とか母子家庭とかそういった方々よりも、自治体の裁量で、マンションに住んでいるということを要件として最優先にしても、それは国としては問題ない、これは再確認ですけれども、いいということですね。

○吉本政府参考人 そのとおりの考え方でございまして、必要性にかかわるその事由の認定、それから優先の利用に対するその事由、それらをどのようにして加点するかについては、その市町村の実情に応じてお考えいただくことでございします。

○浦野委員 ありがとうございます。

この優先順位というのは、もちろん自治体の裁量である程度できるというのはわかつていることなんですけれども、思い切つてその優先順位を組

みかえるというのはなかなか、できることでないことがあるというのが今までの実情だったのですね、これから待機児童解消のためにまだまだやることはたくさんあると思いますので、また御協力をよろしく願ひいたします。

以上で終わります。

○秋元委員長 次に、宮崎岳志君。

○宮崎(岳)委員 民進党の宮崎岳志でございます。この格式高い内閣委員会において質疑をお許しいただきましたことを、心より感謝申し上げます。

まず、加計学園問題に関連いたしましたので、前川喜平前事務次官が歌舞伎町の出会い系バーに通っていたという、かねて官邸がつかんでいて、そして本人にも注意していたというこの情報が新聞社に漏れたのかな、こういうことも言われている、この問題についてお伺いしたいと思うんです。

前川氏が記者会見を行った際に、実地調査の意図もあり、文科行政をやる上で役立った、女性の貧困を扱う報道番組を見て話を聞いてみたくなつた、食事をしたり小遣いを渡したりしたことがあつた、話を聞きながら、女性の貧困と子供の貧困が繋がっていることがわかつた、こういう説明をされております。

これに対して、菅官房長官は激高されて、記者会見でこのようにお話しになった。配付資料の一番であります。女性の貧困問題の調査のために、いわゆる出会い系バーに入りし、かつ、女性に小遣いを渡したことは、さすがに強い違和感を覚えた、常識的に、教育行政の最高の責任者が、そうした店に入りし小遣いを渡すようなことは到底考えられない、こういうふうにおっしゃつたわけでありまして。

私も、最初、前川さんの記者会見を聞いたときに、ああ、なるほど、変わった言いわけをする方だなと正直思いました。私は、御本人といたまでお話ししたこともありませんし、ああ、こういう言いわけの仕方もあるのかなと正直思つたんです。その後、ただ、少々考えが変わつております。

まず、一昨日、決算行政監視委員会でも今井議員の方から紹介がありました、キッズドアの渡辺さんという方のブログであります。

あつたものをなかつたにできない、からもらつた勇氣。この渡辺さんのブログによると、実は、前川氏は、文部科学省をおやめになつた後、私が運営するNPO法人キッズドアで、低所得の子供たちのためにボランティアをしにくださつていた。素性を明かさずに、一般の学生や社会人と同じようにホームページからボランティア説明会に申し込み、その後ボランティア活動にも参加してくださつていた。今後、どのように動くのかかわらないが、私たちは、文部科学省というこの国の教育をつかさどる省庁のトップに、強い正義感と真の勇氣を持ったすばらしい人物を据える国であり、時に身を挺して、国民のためたつた一人でも行動を起こす、そんな人が政府の中枢にいる国だということとは間違いない。このように渡辺さんという方が、御本人のやられてる子供の貧困対策、そういったことに取り組むNPOの活動を通してこのようなお話をされている。

私は、当然、前川氏本人を存じ上げなかつたので、このような活動をしていることも知らなかつたんですが、その後、テレビ報道なんかを見ていますと、文部科学省の元幹部の方なんか、実は前川さんはそういう活動にいろいろ取り組んでいたり関心をお持ちだつた、こういったことを証言されている方もいるようです。

前川氏がこのような子供の貧困あるいは女性の貧困等に関するボランティア活動に参加されていたということは、官房長官は存じられていたのでしょうか。

○菅国務大臣 承知しておりませんでした。

○宮崎(岳)委員 こういつた話を聞いて、見方が変わったというところはありませんか。

○菅国務大臣 私は変わっていません。

○宮崎(岳)委員 御存じになつた、しかし、それを知つても考え方が変わることはない、こういった御答弁でございました。

その後、週刊文春に、出会い系バーで前川氏と会ったというA子さんという女性の手記が掲載されました。また、テレビで、「Mr. サンデー」という番組で、実際にこのA子さんという方がカメラの前に登場して、匿名ですけれども、いろいろインタビューを受けられています。

こういったいわゆる雑誌記事あるいはテレビ、ごらんになりましたでしょうか。

○菅国務大臣 私は見ておりません。

○宮崎(岳)委員 少々紹介させていただきます。このA子さんという方がそのバーに出入りしていた。「売春交渉の場とか、風俗とか書かれていたが、待ち合わせや電車の始発までの時間潰しをするだけの子もけっこういます。」私は無料で借りられるヘアアイロンや携帯の充電器が目当てでした。

この方が入っていて、前川さんと出会う。「その時、「なんでこの店に来てるの?」と聞かれました。その後、三人でお店を出て、パフェを食べに行きました。」それで、いつも、多いときで週二回ぐらい、計三十回ぐらいお会いしていたという話だと思えますが、「夜十時くらいから食事を始めて、いつも十二時くらいになると前川さんは「もう帰りたい」って一人でそそくさと帰っちゃうんです。ある時、渋谷のクラブに行きたかったから「タクシードライバー」と言って、五千円もらったことはあります。それが「お小遣い」のことなのかな。「お小遣い」というより、「早く帰りたい」とタクシードライバーをくれる感じでした。」

「私は高級ブランドの店員になりたいと思って、前川さんに相談したんです。「手取り早いのは、百貨店で働くことだ」って言われて、実際、百貨店に入って婦人服売り場で働くことにしたんです。前川さんは喜んでくれて、「授業参観」と言って、お店に来てくれたこともありました。」

「初めはお母さんも「新宿で出会った人なんて危ない」と言っていました。ただ就職祝いの時の写

真を送って「おじさんだけど、やましい人じゃないよ」と話すと、わかってくれました。私が悩んでいると、お母さんから「前川さんとご飯に行きなよ」と薦められたり、「結婚したら前川さんを結婚式に呼びなよ」と言われたこともありま

す、そういった話です。

口説かれたこともないし、手をつないだこともない、こういったことを言われております。

もう一点、こちら、「Mr. サンデー」という番組で、今週の日曜日ですか、放送されたインタビューの画面のキャプチャーであります。誘われたことも手を握ったこともないです、私と前川さんとの関係は全く人から疑われるようなものではない。前川さんは私の新宿にいたときのお父さんだと思います。

そして、前川氏が初めて記者会見をした五月二十五日に、お母さんからLINEが来るんです、この画面にLINEが載っていますけれども、お母さんから本人に来るLINEというのは、前田つち、すごい、偉いよ、「前田つち 偉いよ テレビに出てるよ! 安部の不正を正してるよ 沢山テレビにでてるよ」、こういった内容である。

これを見て、このLINEを見て、このA子さんは、余り前川氏が悪者にされているんじゃないかということ、義憤に駆られてということなんでしょう、御本人もある意味、官房長官がいかがわしい店だとおっしゃっているような店に出入りしていたということを外に言うのはそれは勇気が要ることだと思わなければならない、出てきてお話をされた。

もちろん、この人の話が全て本当か、あるいはこの人が知っていることが前川さんの全てかということは、わかりません。しかし、最初感じた、官房長官も感じられた、私も感じられた違和感からは、相当イメージが変わってきているところもまた事実でございます。

官房長官、今の話を聞いて、イメージが多少お変わりになったということはあります。

○菅国務大臣 全く変わっていません。

○宮崎(岳)委員 そうしますと、官房長官、大変いろいろ問題があるということでは言われている。実際、杉田官房副長官が、在職中、昨年の秋に注意も前川さんに対してされているというふうに伺っております。

そして、非常に強い口調で前川氏を批判されているわけですが、それは、ただこの店に出入りしたということ以上に、何か不適切な行為あるいは違法行為、そういったことにかかわっているという根拠を何かお持ちで言っているのでしょうか。

○菅国務大臣 私から発言をしたことでなくて、前川さん自身がこういういわゆる出会い系系の店に行くと、今言われたような趣旨のことを記者会見で述べられたんですね。それについて私は、記者から記者会見のとき質問を受けたんです。私は、その記者会見で、少なくとも教育行政の事務方の最高責任者です、青少年の健全な育成だとかあるいは教職員、この監督に当たる方です。私は、そういう意味で、その責任者の方が、売春、援助交際の温床とならないと指摘される店に出入りをして、そして外に女性を誘って、お小遣い

を上げていた、そういう、御本人が会見をされているので、それは幾ら何でも私は大きな違和感がある、そういうことを実は申し上げたのであります。

その後に貧困のことも言われましたけれども、それは貧困対策というのは私も極めて大事だといふふうに思っています。いろいろな場所に、こういう場所に行かなくても、いろいろなところで貧困対策というのはこれはできるのではないかなというふう

に思っております。

○宮崎(岳)委員 ちょっと質問にお答えをいただいているんですが、その店に出入りしたという以上の、何か不適切な行為、違法行為、そういったことにかかわったという根拠をお持ちなのかどうか。

つかんで注意をされているという前提があるものですから、何か官房長官がそういうことを胸の中にしまっていて強い発言をされたのかなという気がしているものですから。これはどちらなんでしょうか。

○菅国務大臣 私は、注意したということは後で聞かされました。私は、記者会見をし、あるいは新聞に出るまで知りませんでした。

ですけれども、少なくとも教育に携わる最高の事務方の責任者が、こうした店にやはり出入りをするべきじゃないというふうに私自身は思っているのではありません。

○宮崎(岳)委員 ちょっと三度目の同じ質問になつてしまっていますが、何かそういう根拠はあったんでしょ。そうではなくて、単に、その会見を見て、自分がその時点で思ったままの所感を言ってみたということなんでしょうか。どちらでしょうか。根拠はあるんでしょ。

○菅国務大臣 そうした店が、売春とか援助交際の温床にならぬかと指摘されている店に、私はやはり、教育の事務方の責任者として、それは何回も、今二十回とか言っていました。一人の方に、そうしたところに私は出入りすべきじゃないという自身の考え方の中で、記者会見で聞かれたものから、私はそうした批判をさせていただいたということです。

○宮崎(岳)委員 つまり、売春、援助交際に関与したという根拠があつて言われているんじゃないけれども、その店自体に入るのが不適切だということ。根拠の点について、もう一度お答えください。

○菅国務大臣 私は、そうした店に頻繁に出入りをするというようなことはやはり避けるべきだといふふうに思っているものですから、そういうふう

に発言をしたということです。

う意味なのかもしれません。ちょっとそれはわかりませんが、フィールドワークということもありですね。(発言する者あり) いや、調査、フィールドワークというのはないんですかね。

私は、いろいろ社会学なんかにかかわっている方でも、フィールドワークということはあると思いますよ。いや、それがいい悪いじゃないですよ。行政官としていい悪いじゃないですけれども、そういう調査手法は実際に存在するし、それが、例えば行政官がどうかということは別として、国の研究機関の研究員とか、そういった方は当然やることだってあり得るしだと思いますけれども、そんなことはないんですか。

○菅国務大臣 私から想像することはできないと思います。

貧困対策というのは本当に大事だと思いますので、いろいろな場所に行つて、そうしたことを実際にボランティアで体験するというのも大いにやるべきだと思いますけれども、前川さんが出入りしていたという店というのは、やはり私は、教育を預かるまさに事務方の責任者としては、そうした店に出入りすることはどうかというふうにも思っています。

○宮崎(岳)委員 私は、実際、この店がどういう店かというのはつきり言つて全く知りませんでしたが、読売新聞に初めて……(発言する者あり) 今、本当かと言つていましたね。自民党議員の方をもう少し教育された方がいいんじゃないでしょうか。ちょっと程度が低いですよ、今のやじは。

ただ、知らないの、どこまで、どういう店かというのとはわからないんですよ。それは例えば、そういう温床だというのは、官房長官が言われるから、あるいは読売新聞に載つたからそうかなとも思うし、文春に、ただ携帯電話を借りるような人もいるとか、終電待ちの人もいるとか言われれば、ああそんなのかなとも思うし、私はわからないので。ただ、官房長官がそういう考えだとい

ことはわかりました。しかし、官房長官の言つたことは、その通つたこと自体に対する官房長官の所感であつて、感想であつて、何か別なほかに根拠があつて言つていふということではない、こういうことまでは確認をさせていただきます。

さて、次に質問をさせていただきますが、これは従前から質問されていますが、二十五日午前の記者会見で、今回の報道で、前川氏は文科省をやめた経緯について、自分に責任があるので、みづから考へて辞任を申し出たという記事がありました。が、私の認識とは全く異なつておりまして、前川氏は、再就職監視委員会、その調査に対して問題を隠蔽した文科省の事務方の責任者であつて、かつ本人も文科省の再就職のあっせんに直接関与していた、そうした情報にもかかわらず、当初は責任者としてみづからやめる意向を全く示さず、地位に恋々としがみつておりましたけれども、この天下り問題に対する世論からの極めて厳しい批判等にさらされて、最終的に辞任をされた方である、こういう話を発言されました。

これは先ほどの話と違つて、質問されていふときです。怪文書ということはどういうことかと聞かれたんだけど、こういうお答えをされていふんですね。

月曜日の決算の委員会も同じなんです、我が党の今井雅人議員が出会い系バーの問題を質問した。すると、官房長官がとうとう、いかに前川氏がこの役職にしがみついたのかという強調をされた。それに対して、前川氏の方から反論文が出ております。反論文には弁護士さんの記名捺印の方もあるということなんです、その資料をもらひただけだと思ひます。

内容は、自分は定年延長したいと思つたことはない。ただし、再就職規制違反問題を担当していた職員が人事局に、事務次官が懲戒処分を受けた場合に定年延長は可能なのかどうかという問い合わせを行ったことはあるというふうに聞いた。それから、三月末まで次官を続けたいと言つたこと

はない。もしやめるなら、国会会期中ではなく、開会前にやめるべきだと考へていた。また、菅官房長官から、直接も間接も、三月末まで次官を続けることは許さないと言われたことはない。それから、一月四日には引責辞任を決断し、決断しただけじゃなくて、その再就職規制違反問題の担当者にもその意思を伝えていた。翌日、松野大臣、杉田内閣官房副長官にもその旨を伝えた。一月二十日に辞任を承認するという発令を受けた。こういう話です。

きょう、この前の木内議員との質疑も聞いていたんですが、官房長官のおっしゃるのは、一月下旬、文科省から定年延長についての話があつたんだ。杉田官房副長官が、やめるべきだ、定年延長は難しいというふうには、これは前川氏本人じゃなく、その聞いてきた人に答えたということなんですよ。それで副長官は、せめて三月までと言われたが、まあ無理だろうと言つた、こういうことも言われています。

食い違つていふ部分もあるんですよ。同じ部分、同じ言葉の別の側面で解釈しているという部分もあるような気がします。

いづれにせよ、一月五日に杉田内閣官房副長官のところへ前川氏が来て、私はやめるつもりです、こういうふうと言つたということはあるんですよ。

○菅国務大臣 まず、前川氏がやめることについて、今井委員の発言の中で、官邸が、前川さんが出会い系バーに行つて、それでやめさせられたといううわさが流れておるといふ発言があつたものから、そうじゃないですよといふことで私が発言した、こはぜひ御理解をいただきたいんですよ。それで、私は私が承知する事実について申し上げております。

昨年の十二月ごろに、杉田副長官の求めに応じ前川さんが説明に来た際については、進退についての意向は示さなかつたそうです。

それで、実は、一月下旬、文科省の事務方から、前川氏の定年延長について官邸に話があつ

て、定年延長するかどうかといふのは必ず私に報告があります。杉田副長官から私に対して、前川氏は今回の責任をとつてやめるべきであるし、定年延長は難しいと回答しましたよといふ報告は私、受けております。

その後、副長官が前川氏本人に対して、こうした問題には、これは天下り問題ですね、に関する処分については、まず事務方のトップが責任をとることを前提に議論しなきゃならない、こう話したところ、前川氏から、せめて定年期限の三月まで次官を続けさせてほしいといふ話があつたといふことなんです。副長官からは、それは無理だろうと回答した。そのことを当然、私にも副長官から報告がありました。私自身も、当然みづからこれはおやめになるべきだろう、こういうことではあります。

そうした経緯がありましたので、私は申し上げたということでもあります。

○宮崎(岳)委員 その官房副長官に前川氏が、せめて三月まで、定年までいられないかといふふうに言つたといふのは、何月何日、そしてどこの場所であつたといふお話があつたんでしょうか。

○菅国務大臣 一月下旬に前川氏が辞任の意向を示したといふ事実は、私は承知をしております。

○宮崎(岳)委員 杉田官房副長官が前川氏に対して話をし、あなたがやめになるべきだと話して、前川氏がせめて定年になる三月末までいられないかといふふうに答えて、それはだめだと杉田官房副長官が言つた。今、菅長官が御紹介いただいたそのエピソードは、何月何日のどこで行われたものでしょうか。

○菅国務大臣 明確に記憶していませんけれども、一月下旬だつたと思ひます。

○宮崎(岳)委員 一月五日に杉田官房副長官に前川氏はやめるというふうに言つたといふふうに言つていふんですけれども、そうすると、それはうそだ、こういうことでよろしいんですか。

○菅国務大臣 私自身は、一月五日に辞任の意向

を示したという事実は承知していません。ただ、辞任の経緯は、先ほど私が答弁をしたとおりだというふうに思います。

○宮崎(岳)委員 承知をしていないというか、ないのならないと言っていた方がいいんです。杉田官房副長官にそういうふうに言ったというふうには、前川氏が弁護士と捺印入りの紙を昨日出されて、質問通告のときも、その前からお渡しをしているし、内閣官房も持っているということでしたので、お伺いしているわけであります。そこが食い違っているところなんです。

○菅国務大臣 私は今、日にちは承知していませんが、一月の下旬に文科省の事務方から前川氏の定年延長について官邸に話が合った、これは、私、報告を受けております。

ですから、杉田長官からは、私に対して、先ほど言いましたけれども、前川氏は今回責任をとってやめるべきであるし、定年延長は難しいと回答したというのが一月の下旬です。

○宮崎(岳)委員 かなり食い違いがあるんですよね。前川氏も、職員がそういう問い合わせをしたという事は認めているんです。しかし、それは私がやらせたというわけじゃない、こういう話です。

そして、杉田官房副長官には、私はやめると言ったんです、なぜなら、国会が始まる前にやめなければならぬだろうから、国会が始まる前にやめた方がいいということで、やめると言いました。

このやりとりがやられた段階は、もちろん、まだ世間に天下り問題が出ていないときです。我々も知らないときですので、非常に批判が高まったからやめたというふうには、私は全く自分の感覚では、それは政府内には知りませんけれども、世間的な批判が高まって辞任に追い込まれたとは思いませんけれども、いずれにせよ相当の食い違いがあります。

いうふうには私は思いますので、委員長、お取り計らいをお願いいたします。(発言する者あり)

○秋元委員長 ただいまの件につきましては、理事会で協議いたします。

○宮崎(岳)委員 天下国家の問題そのものだということがなぜおわかりにならないのか、私は大変悲しい思いがいたします。

さて、山本大臣、一言で答えていただければ結構です。全府省の天下り調査、今国会内に公表されますか。

○山本(幸)国務大臣 これは今鋭意調査しておりますが、大要作業が膨大でありまして、今、スケジュールということをごで申し上げることはできませんが、今、急いで作業をしてもらっているところであります。

○宮崎(岳)委員 今国会で出せないということだと思えます。

これだけ、天下りは大問題だ、前川氏はがついてひどいやつだという印象操作まがいの話があつて、ほかの天下り問題については全く、国会が開いている間にこそとしない、こういう状況ですよ。

もう一つお伺いします。

文科省天下り問題の調査の最終まとめが、出まして、その中心、嶋貫案件。

文教フォーラムという、天下りを差配している団体があつた。この文教フォーラムを丸抱えにしていた団体があります。公益財団法人文教協会。場所を提供し、嶋貫氏に参与という役職を与え、そして秘書も派遣し、まさに丸抱えしていた。そして報告書にも、外形的には同氏、嶋貫氏ですけれども、同氏の再就職あっせんの環境整備に協力したものと見られても仕方がない状況であつたというふうな断定をしているんです。

ただ、最終的にその関係者の言質がとれなかったというふうな書かれてあるわけでありますが、外形的には再就職あっせんに協力していた団体なんです。それも中心的な団体なんです。

その文教協会の事実上唯一の常勤役員というの

は豊田三郎常務理事です。ノンキャリアの天皇と呼ばれた、次官をしのぐと言われた実力の持ち主ですが、この方、ことし一月まで、ほかにどんな役職についていたのか、山本幸三大臣、お答えいただけますか。それとも文科省がいいかな。義家副大臣、お願いします。

○義家副大臣 参考人 お答えいたします。

豊田三郎さんにつきましては、学校法人加計学園の理事を務めた時期があつたと承知しております。

○宮崎(岳)委員 では、もう一人。木曾功さんという内閣官房参与の方がいて、加計学園の理事もお務めになり、加計学園の関係の学校の大学の学長も務められておりますが、この豊田三郎さんは、この天下り関係の調査の報告に出てきますか。義家副大臣、どうですか。

○義家副大臣 参考人 お答えいたします。

まず、再就職あっせんについての違反につきましては、現職の文部科学省職員が違法性が問われるということでございます。OBの方々自身が再就職規制に抵触するものではないということについて、まずお答えしたいと存じます。

その上で、最終まとめでございますけれども、委員御指摘のとおり、文教協会については、最終まとめで、同協会が参与といった職務を、OBでございまして嶋貫氏に与えるとともに、分室を執務室とさせておりましたということ、外形的には再就職あっせんの環境整備に協力したものと見られても仕方がない状況だというふうに評価しているところでございます。(宮崎(岳)委員「木曾さんについて聞いています、木曾功さん。全然違うでしょう、今の答え。文教協会でしょう」と呼ぶ)

失礼いたしました。お答えいたします。

木曾功氏につきましては、公益財団法人ユネスコ・アジア文化センターの理事を務めていた時期がございまして、理事でありました木曾功氏から依頼を受けて、嶋貫氏が、当時出向中の職員を同法人の理事に再就職させることにつきまして、人

事課補佐級職員が嶋貫氏に歴代役員の資料を送付した行為、あるいは、当時の前川文部科学審議官等が人事課室長級職員の報告を聞きおいた行為等が再就職規制の違反として認定されているところでございます。

○宮崎(岳)委員 もう時間もなくなりましたので、最後に一言だけ申し上げますけれども、この加計学園の理事を務めた豊田氏は、農水大臣に加計孝太郎氏を引き合わせた人物であり、そして文科大臣に引き合わせた人物でもある。そして、木曾功さんは、今回の件を、加計学園の獣医学部の認可の件を早く進めると言った人物でもある。

今、二件言いましたけれども、このほかに、文教協会事業という、文教協会に絡んだ天下りの問題もある。それから、英数学館事業という、これはまさに、加計学園グループの学校法人の方で、文科省のOBを何とか校長としていただけないかというふうな依頼した、こういう事実もあるんですよ。

三十六件の今回の、再就職監視委員会から指摘された意見のうちの三件は、何らかの形で、加計学園やその関係者と絡んでいる話なんです。だから、この天下り問題は、一時的に、前川は悪いやつだ、あいつが怨々としているという話じゃなくて、全体としてきちんと説明をするということが必要なのであつて、ただの個人攻撃のためにこの調査を行うべきではない。そして、さつさと全府省調査の結果を国会内に出していただきたいというところをお願いして、本日の質問を終わります。

ありがとうございました。

○秋元委員長 次に、内閣の重要政策に関する件について調査を進めます。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来各会派間において

御協議をいただき、今般、意見の一致を見ましたので、委員長において草案を作成し、委員各位のお手元に配付いたしております。

この際、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案の起草案につきまして、その趣旨及び概要を御説明申し上げます。

本案は、スマートフォンやアプリ、公衆無線LAN經由のインターネット接続が普及し、フィルタリング利用率が低迷している状況に対応するため、フィルタリングの利用の促進を図るための所要の措置を講ずるもので、起草案の主な内容は、次のとおりであります。

第一に、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、契約の締結等をしようとするときは、あらかじめ、当該契約の相手方または当該契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であるかどうかを確認しなければならないこととしております。

第二に、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、契約の相手方が青少年である場合にあっては当該青少年に対し、契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であり、かつ、当該契約の相手方がその青少年の保護者である場合にあっては当該保護者に対し、青少年が青少年有害情報閲覧をする可能性があり青少年有害情報フィルタリングサービスの利用の必要性等について、説明しなければならないこととしております。

第三に、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、携帯電話インターネット接続役務の提供と関連性を有するものとして携帯電話端末等を販売する場合において、契約の相手方または当該携帯電話端末等の使用者が青少年であるときには、その青少年の保護者がフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申し出をした場合を除き、当該携帯電話端末等について、フィルタリング有効化措置を講じなければならないこととしております。

第四に、インターネット接続機器の製造事業者がフィルタリング容易化措置を講ずべきことを義務づける規定の対象となる機器について、携帯電話端末及びPHS端末もその対象に含めることとしております。

第五に、OS開発事業者は、フィルタリング有効化措置及びフィルタリング容易化措置が円滑に講ぜられるよう、OSを開発するよう努めなければならないこととしております。

第六に、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとともに、第一から第三までの義務の範囲の拡大を含め、青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置のあり方について検討事項を設けることとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び概要であります。何とぞ速やかに御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○秋元委員長 お諮りいたします。

本起草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○秋元委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○秋元委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、公報をもっとお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十三分散会

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を削り、「第十三条」第十六条を「第九条―第十二条」に、「青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務等（第十七条）」を「青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置（第十三条）」に改める。

第二条第七項中「携帯電話端末又はPHS端末」を「専ら携帯電話端末等（その一端が携帯電話端末又はPHS端末と接続されるための伝送路設備に接続される移動端末設備（電気通信事業法第十二条の二第四項第二号に規定する移動端末設備をいう。）であつて、インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報の利用者の選択に応じ閲覧することができるものをいう。以下同じ。）」に改め、同条第九項中「ものをいう」の下に「第十六条及び第十九条において同じ」を加える。

第六条第二項中「携帯電話端末及びPHS端末」を「携帯電話端末等」に改める。

第八条から第十一条までを削り、第二章中第十二条を第八条とし、第三章中第十三条を第九条とし、第十四条から第十六条までを四条ずつ繰り上げる。

第四章 青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務等」を「第四章 青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置」に改める。

第十七条第一項中「携帯電話インターネット接続役務を提供する契約」を「役務提供契約」に、「携帯電話端末若しくはPHS端末」を「役務提供契約に係る携帯電話端末等」に改め、同条第二項を削り、第四章中同条を第十五条とし、同条の前に次の二条を加える。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年確認義務）

第十三条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び携帯電話インターネット接続役務提供事業者の携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約（以下「役務提供契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。）は、役務提供契約（既に締結されている役務提供契約（以下この項において「既契約」という。）の変更を内容とする契約又は既契約の更新を内容とする契約）にあつては、当該既契約の相手方又は当該既契約に係る携帯電話端末等の変更を伴うものに限る。以下この条及び次条において同じ。の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、あらかじめ、当該役務提供契約を締結しようとする相手方が青少年であるかどうかを確認しなければならない。

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の規定により役務提供契約を締結しようとする相手方が青少年でないことを確認したときは、当該相手方に対し、当該役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であるかどうかを確認しなければならない。

3 携帯電話端末等を青少年に使用させるために役務提供契約を締結しようとする者は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が前項の規定による確認を行う場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に對し、その旨を申し出なければならない。（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務）

第十四条 携帯電話インターネット接続役務提供

事業者等は、役務提供契約を締結しようとする相手方が青少年である場合にあっては当該青少年に対し、役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であり、かつ、当該役務提供契約を締結しようとする相手方がその青少年の保護者である場合にあっては当該保護者に対し、次に掲げる事項について、説明しなければならない。

一 携帯電話端末等からのインターネットの利用により青少年が青少年有害情報の閲覧をする可能性がある旨

二 青少年有害情報フィルタリングサービスの利用の必要性及び内容並びに第十六条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置の必要性及び内容

第十八条を第十七条とし、同条の前に次の一条を加える。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年有害情報フィルタリング有効化措置実施義務)

第十六条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、携帯電話端末等(青少年有害情報フィルタリング有効化措置(インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するため、インターネットと接続する機能を有する機器に組み込まれたプログラムの機能を制限する措置をいう。以下この条及び第十九条において同じ。)を講ずる必要性が低いものとして総務省令・経済産業省令で定めるものを除く。)であつて、その販売が携帯電話インターネット接続役務の提供と関連性を有するものとして総務省令・経済産業省令で定めるもの(以下この条において「特定携帯電話端末等」という。)を販売する場合において、当該特定携帯電話端末等に係る役務提供契約の相手方又は当該特定携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、当該特定携帯電話端末等について、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じなければならない。

らない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

第十九条の見出し中「インターネットと接続する機能を有する機器」を「インターネット接続機器」に改め、同条中「携帯電話端末及びPHS端末を除く」を「以下この条及び次条において「インターネット接続機器」という」に、「当該機器」を「インターネット接続機器」に改め、同条を第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(インターネット接続機器の動作を直接制御する機能を有するプログラムを開発する事業者の努力義務)

第十九条 プログラムの実行をするためにインターネット接続機器の動作を直接制御する機能を有するプログラムを開発する事業者は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年有害情報フィルタリング有効化措置及び当該インターネット接続機器を製造する事業者の青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置が円滑に講ぜられるように、当該プログラムを開発するよう努めなければならない。

第二十四条第二項及び第六項、第二十五条第一項並びに第二十九条(見出しを含む。)中「総務省令及び経済産業省令」を「総務省令・経済産業省令」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(以下「新法」という。)第十五条の規定は、この法律の施行の際現に締結されている新法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約であつて、この法律による改正前の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約でないもの(以下この条において「特定役務提供契約」という。)に基づく新法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務の提供については、適用しない。ただし、この法律の施行の日(次条において「施行日」という。)以後に、特定役務提供契約の変更を内容とする契約又は特定役務提供契約の更新を内容とする契約であつて、当該特定役務提供契約の相手方又は当該特定役務提供契約に係る携帯電話端末等(同項に規定する携帯電話端末等をいう。)の変更を伴うものが締結された場合は、この限りでない。

(内閣府設置法の一部改正)
第五条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。
第四条第三項第二十六号の二中「第十二条第一項」を「第八条第一項」に改める。

理 由

青少年によるインターネットの利用の状況の変化に鑑み、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービスの利用の促進を図るため、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年確認義務、説明義務及び青少年有害情報フィルタリング有効化措置実施義務を新設するとともに、インターネット接続機器の製造事業者の義務の対象となる機器の範囲の拡大等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(携帯電話端末又はPHS端末の製造事業者の義務に関する経過措置)
第三条 施行日前に製造された携帯電話端末又はPHS端末及び当該携帯電話端末又はPHS端末と同一の型式に属する携帯電話端末又はPHS端末であつて施行日以後に製造されるものの販売については、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、新法第十八条本文の規定は、適用しない。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年以内に、新法第十三条から第十六条までに規定する義務の範囲の拡大を含め、青少年(新法第二条第一項に規定する青少年をいう。)が青少年有害情報(新法第二条第三項に規定する青少年有害情報をいう。)の閲覧(同項に規定する閲覧をいう。)をすることを防止するための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

内閣委員会議録第五号中正誤

ページ 段 行 誤 正 意識

九 一 三 士気

同 第六号中正誤

ページ 段 行 誤 正 科学的 化学的

平成二十九年六月十六日印刷

平成二十九年六月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P